

# 地上デジタル放送の利活用の在り方と 普及に向けて行政の果たすべき役割

＜平成16年諮問第8号 第4次中間答申＞

平成19年8月2日  
情報通信審議会

# 目 次

<b>第一章 総論</b>	-----	1
<b>1. 地上デジタル放送推進にあたっての課題</b>	-----	1
(1) 現状認識	-----	1
(2) 課題	-----	1
<b>2. 基本的視点</b>	-----	2
(1) 放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義	-----	2
(2) 各主体の役割	-----	2
(3) 取組の基本姿勢	-----	3
<b>3. 基本的視点についての審議会の議論</b>	-----	3
<b>第二章 送信側の課題(1)－中継局の整備</b>	-----	6
<b>1. 現状</b>	-----	6
(1) 中継局整備の計画	-----	6
(2) 民間放送事業者の中継局整備に対する公的措置	-----	6
(3) 中継局・ギャップフライ	-----	7
<b>2. 審議会における議論の状況</b>	-----	7
(1) 中継局整備の計画	-----	7
(2) 民間放送事業者の中継局整備に対する公的措置	-----	7
(3) 中継局・ギャップフライ	-----	8
<b>3. 提言</b>	-----	8
(1) 中継局の整備についての基本的考え方	-----	8
(2) 民間放送事業者の中継局整備に対する支援のあり方	-----	8
(3) ギャップフライ	-----	9
(4) 中継局ロードマップ	-----	10
<b>第三章 送信側の課題(2)－補完措置</b>	-----	11
<b>1. 現状</b>	-----	11
(1) IP同時再送信	-----	11
(2) 衛星による同時再送信	-----	12
<b>2. 審議会における議論の状況</b>	-----	12
(1) IP同時再送信	-----	12
(2) 衛星によるセーフティネット	-----	12
<b>3. 提言</b>	-----	14
(1) IP同時再送信	-----	14
(2) 衛星によるセーフティネット	-----	14

<b>第四章 受信側の課題(1)－受信機の普及と利便性の向上</b>	16
<b>1. 現状</b>	16
(1)受信機の普及	16
(2)受信機の低廉化・多様化	16
(3)著作権保護方式の見直し	16
<b>2. 審議会における議論の状況</b>	16
(1)受信機の普及	16
(2)公共施設のデジタル化	17
(3)受信機の仕様等	17
(4)安価なチューナー等	17
(5)リサイクル	18
(6)経済的弱者への対応	18
(7)字幕	18
<b>3. 提言</b>	18
(1)受信機の普及等	18
(2)受信機器購入に対する支援	20
(3)著作権保護方式の見直し	21
(4)字幕放送等の充実	22
<b>第五章 受信側の課題(2)－共聴施設の改修等</b>	23
<b>1. 現状</b>	23
(1)共聴施設の分布	23
(2)共聴施設の改修に対する国の支援等	23
<b>2. 審議会における議論の状況</b>	23
(1)共聴施設全般	24
(2)辺地共聴施設	24
(3)集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設	24
(4)デジタル混信	25
<b>3. 提言</b>	25
(1)共聴施設の改修	25
(2)辺地共聴施設	26
(3)集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設	26
(4)デジタル混信	26
<b>第六章 周知広報</b>	28
<b>1. 現状</b>	28
(1)地上デジタル放送に関する浸透度等	28
(2)周知広報の取組	28

<b>2. 審議会における議論の状況</b>	29
(1)周知広報一般	29
(2)デジタル化の意義	30
(3)きめ細かな周知広報	31
(4)相談体制	31
<b>3. 提言</b>	32
(1)デジタル化の意義の周知	32
(2)周知広報の体制	32
(3)周知広報の内容	32
(4)周知広報の方法	33
<b>第七章 公共分野への利活用</b>	34
<b>1. 現状</b>	34
(1)公共アプリケーションパイロット実証実験の実施	34
(2)実証実験の結果	34
<b>2. 審議会における議論の状況</b>	36
<b>3. 提言</b>	38
(1)地上デジタル放送の公共分野にとっての有用性	38
(2)実用化に向けての課題	38
(3)地上デジタル放送の公共分野への利活用に向けて	38
<b>第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題</b>	40
<b>1. 問題意識</b>	40
<b>2. 審議会における議論の状況</b>	40
(1)アナログ放送の終了のための基本的考え方	40
(2)視聴実態把握	41
(3)工事体制等	41
(4)実証実験	42
<b>3. 提言</b>	42
(1)デジタル放送への全面移行のための体制	43
(2)デジタル放送の視聴実態の把握	43
(3)デジタル受信のための工事集中回避のための取組	43
(4)アナログ放送の終了のための課題の洗い出しと解決のための体制	44
(5)アナログ放送の終了のための計画の立案と公表	44

◇ 参考資料

- 1 諮問書(平成16年諮問第8号)
- 2 情報通信審議会委員名簿
- 3 情報通信政策部会委員名簿
- 4 地上デジタル放送推進に関する検討委員会委員名簿
- 5 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査
- 6 諸外国の地上デジタルテレビ放送の導入動向と政策
- 7 地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業概要
- 8 地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン
- 9 地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画

# 第一章 総論

## 1. 地上デジタル放送推進にあたっての課題

### (1) 現状認識

平成15（2003）年12月に東京、名古屋、大阪で開始された地上デジタルテレビジョン放送は、送信側では昨年12月までに全放送事業者のデジタル親局が開局し、本年3月現在の世帯カバー率約85%となっている。受信機の世帯普及率も27.8%（本年3月総務省調べ）となり、計画に沿って推移している。平成10年10月に郵政省（当時）に設置された「地上デジタル放送懇談会」報告書で地上放送のデジタル化の方針が打ち出されて以来、アナログ周波数変更対策等の準備段階、各放送事業者のデジタル親局の開局等の普及段階を経て、アナログ放送の終了まで4年を切りデジタル化を完了するための最終段階に入ったと言える。

また、従来からの課題であった、アナログ放送が平成23（2011）年に停波することの認知率も、一昨年の9.2%、昨年の32.1%から、60.4%（本年3月総務省調べ）となった。これは、周知広報の取組に一定の成果があがったものと考えられるが、すでにデジタル化を完了するための最終段階に入っていることを考慮すると、さらに徹底した取組が必要である。（参考資料5参照）

地上波テレビ放送については、諸外国においても、2000年代初頭を中心に、欧米の18カ国でデジタル放送が開始されており、アジア諸国でも順次デジタル放送が開始され、又は開始される予定である。本年12月にはブラジルで日本方式を基礎とした放送方式によるデジタル放送の開始が予定されており、南米諸国でもデジタル放送導入の動きが進んでいる。（参考資料6参照。）

### (2) 課題

アナログ放送の停波・デジタル放送への全面移行の期限である平成23（2011）年7月24日まで4年を切っていること、また、テレビが国民生活に深く結びついている現状を考えれば、今後4年間のできるだけ早い時期に、以下の点が確保されるよう、あらゆる取組が加速されなければならない。

- ① アナログ放送でカバーしていた地域に、100%デジタル放送を送り届けること
- ② 個別受信か共同受信かを問わず、すべての世帯でデジタル放送を受信・視聴できる環境が整うこと

具体的な課題としては、以下の点があげられる。

これまでに、放送事業者を中心に中継局整備のロードマップを作成し、アナログ放送でカバーしていた世帯の99%以上がケーブルテレビや共聴を含むデジタル放送によりカバーされる見通しを得ている。また、中継局の建設について国の支援措置も講じられた。しかし、現時点でもなお、デジタル放送によりカバーする具体的な手法が見出せない地域が残っているため、引き続き中継局建設等の取組や、補完的な措置の検討が行われることが必要である。

受信側では、前記のとおり受信機器の普及がこれまで順調に推移しているが、受信機器の更なる多様化、低廉化を通じた普及とともに、平成23（2011）年に相当数残ると予想されるアナログテレビを引き続き使うことを希望する方が使い続けられ

るようにするための簡易なチューナー等の普及が課題となる。アナログ放送を平成23（2011）年に確実に終了させるためには、全国5,000万世帯でデジタル放送の受信が行えるようにすることが不可欠であることから、それを実現するための具体的なアクションプランの策定と実行が必要である。また、辺地共聴施設の改修に対する国の支援措置が講じられたが、全国18,500あるとされる施設を今後4年間で改修する観点から、支援措置の改善や、工事の平準化のための取組が必要となる。

さらに、周知広報に関しては、アナログ放送が平成23（2011）年に停波することの認知は向上したが、これを更に徹底するとともに、国民にデジタルに移行するための行動を起こしていただくためのきめ細かな周知広報や、相談体制の整備が重要になる。

## 2. 基本的視点

### （1）放送のデジタル化とアナログ放送終了の意義

地上放送のデジタル化により、ハイビジョンの迫力ある画像や音響によるテレビ番組を送ることができるだけでなく、データ放送や携帯端末向け放送も可能となり、それらを活用した公共的な分野での新しいサービスの提供が期待されるなど、身近で簡便な情報端末であるテレビを、家庭におけるICT社会へのゲートウェイとすることが可能となる。

周波数の逼迫している日本において、放送のデジタル化は周波数の有効利用につながる。電波の需要増に対応するため、総務省においては、「電波政策ビジョン」（平成15（2003）年7月情報通信審議会答申）に基づき、抜本的な周波数割当の見直し等、有限希少な資源である電波を最大限有効利用するための施策を展開している。我が国情報通信分野における国際競争力強化を一層推進するためにも、周波数のより一層の有効利用による効率的な電波の再配分を実施することが必要である。放送のデジタル化が完了し、アナログ放送を終了した後には、130MHzヘルツの帯域幅の周波数を、今後の周波数利用ニーズを踏まえ、テレビ放送以外の用途、具体的には、

- ① 移動体向けのマルチメディア放送等のテレビジョン放送以外の「放送」
- ② 安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」
- ③ 需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」
- ④ より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路交通システム（ITS）」の新たなサービスや需要の増大している分野に振り分けることができる。

また、テレビ関連機器の世界シェアを見れば、例えば、プラズマテレビ、液晶テレビ、DVDレコーダーなど、いずれも日本企業が50%前後のシェアを占めている。放送のデジタル化を契機に、ますます日本の関連産業の国際競争力が強化されるとともに、新規ビジネスや雇用の創出など、大きな経済波及効果があるものと期待される。

### （2）各主体の役割

情報通信審議会（以下、「審議会」という。）では、平成23（2011）年7月までにアナログ放送を終了しデジタル放送に全面移行するため、上記1.のような問題意識に立ち、アナログ放送でカバーしている世帯にデジタル放送を100%送り届け、平成23（2011）年までにアナログ放送を視聴している世帯がすべて円滑にデジタル放送に移行していただくという観点から議論を進めてきた。

そのためには、国は、予算・制度立案等の面において、地上デジタル放送の推進のための個々の施策を着実に実行するとともに、デジタル化全体について関係者を束ねて推進する役割を担うべきである。放送事業者は、電波の送信主体として、自助努力によってアナログの電波でカバーしていた世帯の100%をカバーするべきである。受信側の対応を行うためにも送信側の対応が早期に完了することが前提となることから、放送事業者の取組が更に徹底されるべきである。一方で、メーカー、流通、地方公共団体等、あらゆる分野の方々が、それぞれの役割を踏まえて、主体的に行動できるよう環境を整え、取組を加速することによってはじめて、平成23（2011）年のデジタル放送への全面移行をなしとげることができる。また、これまで地上放送のデジタル化は総務省を中心に取り組んできたが、特に、既存のアナログ放送を終了してデジタルに切り替えることを確実に行うために、他の省庁の所掌分野にも深くかかわるものであり、総務省はこれらの省庁による取組を喚起し、確実にアナログ放送を終了するために政府全体としての取組が行われることとなるよう努めるべきである。

### （3）取組の基本姿勢

地上デジタル放送への完全移行は、送信側と受信側のいずれかの対応が欠けても実現できないという認識を有している。特に、受信側での機器の購入や工事などが平成23（2011）年に入ってから集中して対応できなくなる事態が生じないようにするため、デジタル放送を送り届け、受信側の対応ができる限り進めるよう平成22（2010）年までに行えることはすべて行い、それでもどうしても残る受信側の対応を平成23（2011）年に行なうようにする、との考えで進めることが重要である。前述のとおりあらゆる分野の関係者が行動を起こすとともに、国民一人一人にデジタル化に納得して対応いただけるような環境を醸成するよう考えていく必要がある。

審議会では、情報通信政策部会地上デジタル放送の推進に関する検討委員会（以下「委員会」）を中心として、このような各主体の取組を喚起するため、本答申において、平成23（2011）年に向けて残された課題を抽出し、平成22（2010）年までに可能な限り解決することを旨として、各課題の解決のための方向性を可能な限り示し、具体策をいつごろ国民に示していくか、といいういわばデジタル化全体のロードマップの骨格を示すことができるよう、議論を進めてきた。その結果を第4次中間答申としてとりまとめたので、本答申において提言された事項について、政府が十分尊重し実行に移すことを期待するとともに、その他の関係者による取組が行われることも併せて期待するものである。また、その際には、本答申により提言された事項が国民に十分理解されるよう、政府が取り組むことが適切であると考える。

また、放送のデジタル化にあたって諸外国でとられている政策も審議会の議論の過程で参照した。そのいくつかは本答申においても触れられている。ただし、例えば、地上波、衛星波、ケーブルテレビ等の放送の視聴形態をはじめ、その国における放送の位置付け等がそれぞれ異なる中で各国に適した政策が選択されているものであり、我が国の政策について議論するにあたって、これらの政策を参考する場合には、このような放送の位置付け等の違いに十分留意する必要がある。

## 3. 基本的視点についての審議会の議論

### （1）できるだけ多くの視点を議論に反映させるため、従前より委員会に参加している多

様な分野の専門委員の意見をいただくことに加え、

- ① 消費者団体、流通関係者から新たに専門委員として議論に参加いただくこととし、
- ② また、周知広報、工事体制等の観点から、関係団体に委員会に出席いただき意見を述べていただいた。

(2) その中で、平成23（2011）年のデジタル放送への全面移行に向けた取組をどう進めていくかについて、以下のような意見が出された。

- ・ 普及方策や周知広報等を含め、いつ、何をやるかというロードマップを作成して公表していかなければいけない。
- ・ まず、この答申で示した内容を分かりやすく国民に周知広報することが必要である。
- ・ 平成23（2011）年から逆算して、具体的な手順、方策を積み上げていく必要がある。
- ・ どのようにして、世帯普及率を100%にしていくのかを含め、幅広に議論した上でロードマップを作成する必要がある。
- ・ 平成23（2011）年の段階でどうあるべきで、それに向けてどういうステップを持って、健全な形に発展をしていくのかというプランも含めたロードマップが必要だと思う。
- ・ 送信側の99%のカバーといつても、県によって、電波でカバーしている県も、共聴・ケーブルと合わせてカバーしている県もある。情報格差、地域格差を生み出さないような平成23（2011）年をぜひ迎えたい。
- ・ 地上デジタル放送の政策がよい政策であると国民のすべての人たちから思われるような政策であるように進めていけば一番理解が得られるのではないか。例えば、一番弱者の人に視点をおいて、そこをどうするかを中心にやっていけば、あとは余裕があって今買っていない人はいずれ買うし、その宣伝はメーカーがやればよい。
- ・ 中継局整備や通常の補完手段を活用したとしても視聴困難なケースをどう救済するかということも指摘された。各国でもデジタル化のための政策を考えているが、各国の状況は日本とは違う事情があり、単純に各国の状況をそのまま取り入れることはできない。一方で、うまくトランジション・エンジニアリングが考えられている国もある。そういう視点で学び、他の国で経験されたことをよく理解した上で考えていく必要がある。
- ・ 避けるべきは改修工事の集中だし、平成23（2011）年は全面移行の年であるので、平成22（2010）年までにどこまで進められるかが大変重要である。そのためにどういうロードマップが作れるかが今後の取組の目標ではないか。

(3) また、国、放送事業者を初めとする関係者の役割について、以下の意見が出された。

- ・ 国民の皆さまのデジタル化に関する疑問や不安をできるだけ早く払拭するために、想定される課題が多くある。送信環境の整備、中継局の建設や補完伝送手段、難視聴地域対策、残存アナログ受信機のリサイクルの問題、弱者対策等、今後予想される課題については、可能な限り早い時期に確固たる方策を示して、国がリーダーシップを発揮することも必要と思われる。
- ・ この委員会での議論は、平成23（2011）年に向けての総合的な政策の骨組みをつくっていくことを意識した取りまとめにしていく必要があるし、その時期に来ている。浸透度調査、普及方法、中継局によるカバー、受信機の普及、低所得者層への対策、あるいはアナログ受信機の処理の仕方も含め、全体的な政策のロジックが見えていくようになるべきと思う。特にNHK、民放は主体的に役割を果たさな

くてはいけないと思っているが、さまざまな関係者がいて、国としてきちんとコンダクトをするべきだろう。

- これまで検討委員会の議論の中で、平成23（2011）年の地上デジタル放送の移行のためにどのような問題が所在するかについてかなり明確に整理ができたと思う。この課題を周知し、共有するためには国民運動が必要であると思うが、課題解決には同じようで違う市民運動が必要ではないか。子どもが大人を助けてもいいし、子どもが高齢者のテレビ視聴を助けるという相互支援の運動を起こしてもいいと思う。国の省庁では、総務省だけではなく、経済産業省も文部科学省も、そしてIT戦略本部にかかるすべての府省が一致団結すべきであるし、地域社会においても放送事業者や電機関係者が、より消費者とのパイプ役として活躍することによって、国民運動から市民運動へという流れを、平成22（2010）年を目指していくことが必要ではないか。こうした考えを共通認識とすることにより、地方公共団体の役割が、市民運動の動きに積極的に加えられると考えられる。

（4）また、地方公共団体の役割について、特に、以下の意見が出された。

- 放送事業者としても、市町村に情報を綿密に提供して相談をしていきたい。放送事業者と市町村の道のりづくりに国も協力してほしい。
- 総合通信局の説明が市町村まで下りてこない。地方と密着に連絡をとるようにせよという通達を出してもらいたい。場合によっては、一定期間に限られてもよいので市町村でも担当のセクションを設けなさいと言ってもらいたい。
- 特に住民への周知・広報、あるいは住民へのサービス等を考えると、地方公共団体との連携・協力について、さらに民放事業者は努力をしていく必要がある。
- 地方公共団体としては、地上デジタル化の完全移行に伴って、地方公共団体等も主体的な取組を一定しなければならないことは仕方がないと思っているが、各都道府県市町村側から見ると、やはり国の責任においてということがあつて、どこまで主体的に取り組むかはこれから議論になってくると思う。この主体性については地方公共団体側とも十分協議の上、決めていってもらいたい。
- 「多くの地方公共団体が地上デジタル放送の移行は国及び放送事業者の責務である。」と認識している中で、国及び放送事業者の取組について正確、かつ、詳細な情報を開示することが必要である。放送事業者がカバーすべきエリアとそのカバーにあたって地方公共団体の協力を必要とする理由及び協力内容について早急に明らかにし、丁寧に協議する体制の構築が必要である。地方公共団体が一定の役割について取り組む場合は、放送事業者が確実にその責務を果たしているという国の保証のもとに、地方公共団体に対する人的及び財政支援を厚く組み立てる必要がある。

## 第二章 送信側の課題（1）－中継局の整備

### 1. 現状

#### （1）中継局整備の計画

地上放送のデジタル化は、放送普及基本計画に定められた指針どおり、平成15（2003）年の三大広域圏の親局開局移行、平成18（2006）年12月までに全都道府県全放送局の親局が開局した。平成19（2007）年3月時点で、全国の地上デジタルテレビ放送の世帯カバー率はおよそ85%となっている。

また、親局の開局に続き、多数の中継局を整備していくことが必要であるが、その中継局の置局計画を示す中継局ロードマップは、平成17年12月に策定されて以降、平成18年4月、12月に見直しを行い、公表されている。その結果、平成22（2010）年末までにNHKが電波及び共聴施設によりデジタルテレビ放送をカバーする世帯はアナログテレビ放送時の放送エリアの99.5%となる予定である。また、民間放送事業者が電波によりカバーする世帯は、全社トータルでアナログテレビ放送時の放送エリアのおおむね99%となる見込みである。

中継局整備の計画について、第3次中間答申においては、

- ・ 平成23（2011）年までに、可能なあらゆる手段を介して、少なくとも現在のアナログ放送を視聴している全ての世帯にデジタル放送を送り届ける環境を整備することが不可欠である。
- ・ 国・放送事業者その他の関係者は、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能とすることを基本として、それぞれの役割を果たしていくべきである。
- ・ 放送事業者は、引き続きカバー率の向上に全力で取り組むとともに、本年末以降、適時、その時点のカバー率を公表していくべきである。

とされている。

#### （2）民間放送事業者の中継局整備に対する公的措置

民間放送事業者の中継局整備に対する公的支援について、第3次中間答申においては、

- ・ 中継局に係る投資を完了できるよう設備投資を加速・推進する観点から、放送事業者のデジタル設備投資に対して一定の措置を行う。まずは、政策金融や税制措置を中心に検討すべきである。
- ・ 中継局が、条件不利地域にあって、カバーする世帯数が極めて少数であるにもかかわらず対象エリアが広く整備コストが多額に上る、地理的状況等や設置経緯に一定に事情があり、当該中継局を設置すれば経営を維持することが著しく困難であることが明白、他の補完的伝送手段が民間ベースによる整備が困難等の事情が認められる場合の措置については、引き続き検討していくべきである。

との提言が行われた。本提言に基づき、現在、民間放送事業者の中継局整備について、以下のような公的支援措置が講じられている。

##### ① 金融面・税制面における措置

- ・財政投融資（低利融資・高度デジタル特利）の延長
- ・国税（特別償却）の3年間の段階的縮減による延長、地方税（固定資産税・不動産取得税）の延長（0.3W以下中継局整備にあたっては固定資産税特例措置

の拡充)

② 地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）

- ・地方公共団体が地方債により原資を調達し、（財）地域総合整備財団（ふるさと財団）を通じ民間事業者に対して長期の無利子融資を行うもの。原則設備投資等に係る借入額の20%以内とされている。

③ 利子補給

- ・特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき独立行政法人情報通信研究機構が行う「地域通信・放送開発事業」として、政府系金融機関によるデジタル中継局整備に係る資金の貸付に対し利子補給金を支給することにより、間接的に放送事業者の金利負担の軽減を図るもの。

④ 予算措置

- ・平成19年度に限り、地域情報通信基盤整備推進交付金の交付対象事業の使途を拡大し、デジタル中継局整備に支援

### （3）中継局・ギャップフィラー

ごく小さな電力により送信され、辺地等の難視聴対策に利用されるギャップフィラーラー等にも適用される中継局の技術基準が策定された（平成19年5月）。

## 2. 審議会における議論の状況

### （1）中継局整備の計画

- ・アナログ受信エリアの中継局によるカバーが99%まで見込みがたっているが、残りの1%の世帯について、いつ、どんな手段でカバーが実現できるのか早急に明確にする必要がある。
- ・中継局ロードマップ上、アナログカバーエリア内で共聴施設やケーブルテレビに移行するとされた地域に対して、具体的な移行の計画を地元に説明できるように進行管理が必要ではないか。
- ・既存のアナログ中継局に替えて補完手段（共聴施設、ケーブルテレビ施設等）によりカバーすることとされている地域については、国、放送事業者の責任において、施設の建設や住民の加入促進といった必要な対策を早期に講じるべきである。

### （2）民間放送事業者の中継局整備に対する公的措置

- ・平成23（2011）年のデジタル放送移行にあたっては、アナログ放送受信者のあまねく100%にデジタル放送を提供することが絶対条件であると考えられる。そのためには、弱者の人や電波の届いていない人の負担が大きくなるようなことがないよう、このような人達に視点をおいた政策が必要ではないか。
- ・民間放送事業者がローカル情報の質を落とさずにさらに設備投資を行うのは容易ではなく、中継局について全国で99%自助努力によるカバーというのは、特にローカル局の経営状況を考えるとほぼ上限と考えられるのではないか。地上波によるカバーということを基本に、放送サービスが1世帯でも多く届くような方向を政策的に検討していくべきではないか。
- ・中継局整備について、平成20年度以降に更に公的な予算措置が必要だとしても、

平成19年度の予算措置を用いて未だ100%の目処がたたないのはなぜかをきちんと把握した上で、真に建設の目処が立たない民間放送事業者の中継局整備をどういう形で円滑に進めていくかを具体化し、公的な措置のあり方を検討するべきではないか。

- ・ その際、例えば北海道等豪雪地帯における工期確保やエンジニアリングサービスを実施しているNHKと民間放送事業者の設置時期調整や共同建設調整を要する実情についても配慮すべきではないか。

### (3) 中継局・ギャップフィラー

- ・ 中継局の技術基準策定により、低コストの送信設備の導入が期待される。
- ・ さらに、辺地等特定地域の難視聴地域にサービスを展開していくためにはギャップフィラーは有効な手段であり、その設置の推進を図っていくことが重要と考えている。
- ・ ケーブルのネットワークにギャップフィラーを組み合わせることについて、整理が必要な課題があるが、取り組んでいきたい。

## 3. 提言

### (1) 中継局の整備についての基本的考え方

第3次中間答申に記述されているとおり、国、放送事業者その他の関係者は、電波で直接受信していたか否かを問わず、アナログ放送時における地上放送の視聴者は全て、地上放送がデジタル化された後も引き続き、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することを可能とするよう、それぞれの役割を果たしていくべきであり、この点については、引き続き基本的な方針とされるべきである。

また、アナログ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタル放送局の免許主体である当該放送事業者の自助努力によって、アナログ放送時の100%がカバーされることが基本である。

このため、従来からある税制・金融上の支援措置等に加え、本年度創設された独立行政法人情報通信研究機構による利子補給を活用し、100%カバーに向け放送事業者は更に努力すべきである。

また、放送事業者は、中継局ロードマップ上、アナログカバーエリア内で共聴施設やケーブルテレビに移行するとしている地域に対して、具体的な移行の計画と対応を明確にするよう努力すべきであり、国はそのための適切な指導を行っていくべきである。また、これらの地域を含め、視聴者が自分の住んでいる地域において、地上デジタル放送がいつ受信できるようになるか、その場合にどの中継局が視聴できるようになるのかが容易にわかるような情報が提供できるようにするべきである。

### (2) 民間放送事業者の中継局整備に対する支援のあり方

国はこれまで「デジタル投資」の促進を目的とする政策措置として、税制・金融措置を図り、平成19年度においても継続・一部拡充を行い、放送事業者のデジタル投資環境を整備してきた。

また、当審議会では、中継局が条件不利地域にあって整備コストや設置経緯等の面

で一定の事情が認められる場合の国としてとるべき措置について、引き続き検討する必要があると提言してきたところであるが、このような事情が認められる場合において、最後の段階になって中継局の建設が困難となる地域が残ることがないよう、事前に対策をすることにより確実に全国で中継局建設が行われることを明確にし、国民が安心してデジタル移行をしていただけるようにする観点から、国は平成19年度に地域情報通信基盤整備交付金による支援措置を創設した。この交付金を活用し、一定程度の中継局建設が促進される見込みとなっている。

しかしながら、未だ、中継局ロードマップにおいて「検討中」とされ、建設の見込みのたっていない中継局が残っている。

第3次中間答申でも指摘したとおり、デジタル中継局は、放送事業者の事業用設備である。また、放送事業者は、その存立基盤たる放送対象地域並び当該地域の視聴者に対して、これまでマスメディアとしてアナログ放送サービスで果たしてきた役割を、デジタル全面移行後も同様に担い続けるべきである。

これらのこと踏まえた場合、デジタル中継局整備については、民間放送事業者がこれを自助努力により整備していくことが基本であり、平成23（2011）年のアナログ放送の終了時に、当該地域に対する放送サービスが途絶する事がないようにする観点からも、放送事業者は一層の努力を払うべきである。一方で、放送事業者の一層の努力にもかかわらず建設の見込みの立っていない中継局の建設を確実にするため、来年度以降も引き続き中継局の建設について財政上の措置を国として検討していくことが必要である。

なお、平成19年度予算措置として設けられた交付金を用いたデジタル中継局整備事業は、中継局の本来の整備主体である放送事業者以外の市町村等を事業主体としていること、条件不利地域に設置を必要とする中継局は中継局ネットワークの終端に位置することが一般的であり、このような中継局をあらかじめ整備するためには、整備計画全体の前倒しが必要となるため、平成19年度においては対応が困難な中継局があつたことなどが、更に改善すべき点として指摘できる。そのため、国が来年度の支援措置の検討を行う場合には、こうした点についても考慮する必要がある。

### （3）ギャップフィラー

ギャップフィラーは、ごく小さな電力により放送を行うことで、他の中継局に混信を与えるべく、かつ、比較的安価に置局できるという特長を有する。したがって、辺地等の難視聴地域に対してきめ細かな置局を行うことにより、デジタル放送を送り届けるために有効な手段と考えられる。

国は、このようなギャップフィラーにも適用される中継局の技術基準を平成19年5月に策定してきたが、現在審査基準等の策定の手続きが行われている段階にある。早期にギャップフィラーが実用化できるよう、本年秋までに制度整備を進めるべきである。

放送事業者はこのようなギャップフィラーを有効に活用することにより、中継局ロードマップの更なる見直しを続けるべきである。

また、国においては、無線共聴施設としてのギャップフィラーの活用可能性について、各地域における具体的な設置検討に資するため、これまで国が行ってきた実証実験の結果も踏まえつつ、ギャップフィラーの適用地域のモデル化や無線共聴施設の置局イメージを本年中に明らかにすべきである。

#### (4) 中継局ロードマップ

昨年12月1日に公表された中継局ロードマップは、関係者の取組により、今後平成20（2008）年、平成22（2010）年を目途として更新することとされているが、視聴者がデジタル受信に関してより最新の情報を必要とする観点から、上記（1）～（3）を踏まえ、「検討中」とされているデジタル中継局や、中継局の設置の代わりの共聴施設やケーブルテレビによる対応について、早急に見込み時期の具体化に向けて国及び放送事業者において検討し、本年度中に中継局ロードマップの見直しを行うべきである。

## 第三章 送信側の課題（2）－補完措置

### 1. 現状

#### （1）IP同時再送信

##### ① 実証実験

IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信については、第二次中間答申における提言を受け、「地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業」により、東京都三鷹市、岩手県、高知県（以上平成17年度）、東京都新宿区他（平成18年度）でそれぞれ実証実験を実施してきた。（参考資料7参照。）また、平成19年度には、引き続き東京都内で実証実験が行われている。

平成18年度の実証実験においては、（ア）高能率映像圧縮符号化方式としてH.264/AVCを用いた場合の映像品質の評価、（イ）地上デジタル放送サービスとの同一性の検証、（ウ）遅延時間の測定、（エ）伝送路の高効率使用方法、（オ）IP再送信システムの運用に関する検討について検証を行った。具体的な検証結果は以下のとおりである。

- （ア）非専門家による評定を行い、MPEG-2からH.264にトランスコードを行った映像の品質は、多くの場合は地上デジタル放送の画質と同等、あるいはその画質に近い品質で再送信ができるこことを確認した。
- （イ）地上デジタル放送サービスとの同一性について、実証実験の実施者による目視による検証と一般被験者へのアンケート調査を行った。映像内容、編成、サービスの同一性については概ね同一性が保たれているという評価結果に、マルチ編成切り替え時に関しても、平均的に「気にならない」以上の評価結果に、操作性については若干低い数値となつたが、「気になるが我慢できる」以上の評価結果となつた。
- （ウ）映像表示遅延時間については、複数回測定の平均で約4.1秒、チャンネル切り替え時間は4.1～4.4秒となつた。映像のトランスコード処理の時間短縮、同期再多重のための処理構成等の改良により、遅延時間の改善が可能と考えられる。
- （エ）受信端末が接続する一つのネットワーク接続点において、複数台の受信端末を接続し、同時に異なるチャンネルの映像が視聴できるこことが確認できた。
- （オ）地上デジタル放送と同等に円滑なサービスを実現することを目的として、監視、運用保守、障害復旧システム運用（監視等）、設備設計、セキュリティ（物理設備、システム）、利用者対応、サービス導入について、望ましいシステム運用の在り方について検討を行つた。

##### ② 著作権法の改正

IPマルチキャスト放送により放送を当該放送の放送対象地域内において同時再送信する場合、著作権法上の扱いを有線放送と同様にするための著作権法の一部を改正する法律が施行された。（平成19年1月）

##### ③ 放送事業者によるガイドラインの策定等

放送事業者は、第三次中間答申を受け、電気通信役務利用放送事業者から出される申請内容を審査する任意の機関である「地上デジタル放送補完再送信審査会」を設置した（平成18年10月）。同審査会は、平成18年度及び19年度に実施のIPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の実証実験に協力したほか、第三次中間答申に提言された透明性確保の観点から、技術及び運用に関する「地上デジタル放送I

P再送信方式審査ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と言う。)を策定中であり、ガイドラインの案が審議会にも報告された。平成19年7月時点でのガイドラインの案は参考資料8のとおりである。

## (2) 衛星による同時再送信

第二次中間答申を受け、平成17年度に衛星による同時再送信の実証実験が行われ、降雪時の受信安定性、再送信時のHDTV画質、データ放送の利用可能性について検証が行われた。

# 2. 審議会における議論の状況

## (1) IP同時再送信

- 放送事業者の専門委員からは、以下のとおり説明があった。

IP再送信を行っていく電気通信役務利用放送事業者に、具体的な条件を提示するガイドラインを策定するため、第三次中間答申以後、「地上デジタル放送補完再送信審査会」において検討を進めてきた。平成18年度と19年度行われている実験を通して具体的なパラメーター等を詰めていくという作業を進めている。ガイドラインの暫定版を作成し、通信事業者、CATV連盟に説明して、コメントを求める作業を行っている。この後、メーカー、役務利用放送協議会にも説明しコメントを求めた上で、秋にはガイドラインの正式版を策定する予定である。技術面の同一性で特に論点になっている点は、システムの遅延についてはシステム全体で2.5秒以下であること、一定の映像品質が保たれること、データ放送については表示の平均待ち時間が基本的に地上波の場合と同等であること、の3点と考えている。

- ケーブルテレビ事業者の専門委員からは、以下の通り意見がだされた。

これまでの検討内容を公開し、本審議会で議論し、関係者の意見招請等を行った上でガイドラインの策定を行うべきである。技術面の同一性では、システムの遅延は基本的に地上波の場合と同等であること、映像品質は基本的に地上波の場合と同等であること、データ放送については表示の平均待ち時間が基本的に地上波の場合と同等であること、の3点が必要と考えている。

## (2) 衛星によるセーフティネット

- あらゆる補完的伝送手段を駆使してもカバーできない世帯やデジタル特有の混信障害をカバーするためには、衛星による補完伝送しか方法がないのではないか。NHKとしては、受信機も安価な3波共用受信機が使って、将来中継局が整備されればそのまま使えるBSによる補完が良いと考えている。新たなBSチャンネルの使用の準備に3年半ぐらいかかるので、今年の末には平成23(2011)年のBSのあり方を決めなければならない。必要性、トラポン代をだれが負担するのか等を検討する必要があり、地上デジタル放送の補完をBSで行うとすれば、この夏の中間答申で方向性を決める必要がある。また、地上デジタルの補完という位置付けがあるので、ケーブルテレビやIP再送信と同様に、再送信という整理で行われるべきである。

- 1つでも多く中継局を建設し1世帯でも多く地上波でカバーしていくことが基本

である。その上で、補完手段が有効であれば使うのだが、同時に、国の施策としてしかるべき予算や制度を検討する時期に来ていると考えている。

- ・ 最後に衛星でといったときに、地方の民放局に、公共サービスとしての防災情報を提供したときに、それが見えないことがはっきり示されていない。
- ・ 今までアナログ放送を見ていた人がデジタル放送に移行したときに最終的に放送サービスが受けられなくなることがないようにするための手段を全国地上デジタル放送推進協議会で検討している。

中継局整備、辺地共聴施設の改修、補完的な手段等、アナログ放送を受信している世帯に対し、デジタル放送を受信できるようにするため最大限の努力を行ったとしても、平成23（2011）年のアナログ放送終了の時点においても、一定の部分についてデジタル放送でカバーできないこととなる世帯が残ることが想定される。そのような世帯における視聴機会を確保し、社会的混乱を回避する観点から、衛星によるセーフティネットを措置し、視聴機会を確保することの必要性が協議会で指摘された。

今後、補完的手段の利用を含めた事業者のあらゆる努力や、支援措置を講じても、デジタル放送でカバーできない世帯を減少させることにより、平成23（2011）年段階で衛星によるセーフティネットが不要となる状況を実現し、視聴機会を皆さんに確保できる環境を作ることは困難であるということになった。

ただし、当然のことながら、どういう要因によりデジタル波の受信が困難になるかについて、さらに実態の把握を行っていかないといけない。また、地上波による放送ネットワーク構築の努力、つまり、中継局1つ、あるいは1世帯でもカバーしていく努力が継続されるべきである。

以上から、デジタル放送への全面移行に伴い、すべてのアナログ視聴者がデジタル放送に円滑に移行できるようにする観点から、様々な条件を検討する必要があるが、衛星利用のセーフティネットを行うことにより、デジタル放送を視聴できない世帯に放送を送り届けることが必要であることを確認した。

衛星利用のセーフティネットは、原則として、平成23（2011）年時点においてデジタル放送によりカバーされていない世帯や施設に対して、地上ネットワークが整備されるまでの期間とする。つまり、放送事業者は地上波によるサービスを拡大していく努力を引き続き行い、衛星によるセーフティネットは地上波のサービスが届くまでの緊急避難的な措置であることを原則とするということである。

以上の検討を踏まえ、総務省ではセーフティネットに関する考え方の案を提示し、それをもとに具体的に放送事業者と国との間で議論をしていく。

- ・ 今後の検討課題としては、以下の点がある。セーフティネットの対象の範囲等、セーフティネットの概念・基本的な考え方を整理する。IP再送信やケーブル再送信等の通常の補完手段とは緊急避難的な位置付けという点で違うということも概念上整理しておく必要があるだろう。衛星によってセーフティネットが行われる場合のサービスのコストや品質。どの地域でどのチャンネルが再送信されるのか、つまり東京の放送が地方でサービスされることが一番あり得るケースだと思うが、再送信チャンネルのあり方の問題。経費負担のあり方の問題。視聴機会を確保するためのサービスだから、地域やチャンネルの数を限定するための技術的な検証が必要となる。

### 3. 提言

#### (1) IP 同時再送信

IP マルチキャスト方式による放送の同時再送信(以下、「IP 同時再送信」という。)は、第三次中間答申において提言した事項を含め、実用化に向けた準備が進められている。IP 同時再送信は、地上波中継局の補完措置として、条件不利地域における地上デジタル放送の受信を可能とするための有効な手段と考えられ、その実用化に向けた更なる取組が必要と考えられる。また、これまで本審議会で議論されてきたとおり、IP 同時再送信は、都市部における視聴方法の選択肢の拡大を通じ受信環境の一層の充実を図る観点から、条件不利地域に限らず積極的に活用されるべきであるが、その際、都市部のみ多数の「補完手段」が措置され、条件不利地域において「補完手段」がほとんど活用されない事態となることは避けるべきことに留意する必要がある。このため、通信事業者によるインフラ整備のための取組が期待される。

審議会としては、IP 同時再送信によるサービスが、更に技術的改善が行われ、視聴者に利用しやすい条件で平成 20 (2008) 年のできるだけ早期に実用化されとともに、サービス提供地域と提供開始時期を事業上可能な範囲内でできるだけ早期に検討し公表するよう、電気通信役務利用放送事業者に働きかけを継続することが必要であると考える。

#### (2) 衛星によるセーフティネット

アナログ放送において放送の電波によりカバーしている地域は放送事業者の自助努力により 100% カバーすることを基本として取り組んでいる。その際には、中継局の整備に加え、ケーブルテレビ、IP 再送信など通常の補完手段を活用して取り組むこととしている。また、辺地共聴施設等においては、国、NHK、視聴者の協力により、かつ、一般放送事業者の協力を得て改修することで取り組んでいる。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、平成 23 (2011) 年時点においてデジタル放送を送り届けることができない地域が存在することは避けられないと考えられる。このような地域で、難視聴を発生させることなく、アナログ放送を受信していた国民が引き続きデジタル放送を受信できる環境を整備することを目的として、衛星を使って全国をカバーするセーフティネットの措置を講ずることについて、早急に検討をすすめるべきである。

その際、地上放送は、地上系のネットワークにより県域又は広域の放送を送り届けるものである点について、アナログからデジタルに移行した後も変わらないものであり、平成 22 (2010) 年まではもちろん、それまでにデジタル放送を送り届けられない地域については平成 23 (2011) 年以降も引き続き、地上系のネットワークにより送り届ける努力は続けられるべきである。したがって、原則として全国一律の放送を衛星により送り届けるセーフティネットは、中継局や通常の補完手段による地上系のネットワークが整備されるまでの当面の間の緊急避難的措置として、暫定的なものと位置付けるべきである。

国は、セーフティネットのための所要の制度整備等を行うための考え方を、また、国及び放送事業者は、衛星によるセーフティネットを実際に使うための具体的な方法を、早急に検討し、本年中のできるだけ早い時期に公表することが適当である。その際、セーフティネットの対象となる視聴者が放送を受信するための対応を行う期間が十分に確保できるようにするため、できるだけ早期にセーフティネットが開始されるよう検討することが適当である。地上系のネットワークにより視聴する世帯と、衛星によるセーフティネットを通じて視聴する世帯との間に、著しい負担の格差が生じないよう、配慮するための方策を国において検討することが必要である。また、衛星を

利用したセーフティネットの対象となる世帯に対して、必要な情報が提供されるよう配慮される必要がある。

## 第四章 受信側の課題（1）－受信機の普及と利便性の向上

### 1. 現状

#### （1）受信機の普及

テレビ、チューナー、録画機、ケーブルテレビ用セットトップボックス等を合わせた地上デジタル放送受信機の累積の出荷台数は、平成19年6月末現在で2,328万台となった。また、平成18年4月に開始したワンセグに対応した携帯電話の累積出荷台数は844万台（平成19年5月末）、車載用地上デジタル放送受信機は57万台（平成19年6月末）となった。((社)電子情報技術産業協会（JEITA）、日本ケーブルラボ調べ）。また、総務省が平成19年3月に実施した「地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査」の結果によると、地上デジタルテレビ放送受信機の世帯普及率は27.8%となった。（参考資料5参照）

デジタルテレビとアナログテレビの出荷比率については、平成17年11月に初めてデジタルテレビの出荷比率が上回り、現在ではカラーテレビの約91%（平成19年6月）がデジタルテレビとなっている。（JEITA調べ）

#### （2）受信機の低廉化・多様化

デジタルテレビの1インチあたりの価格は、平成15年の20,000円前後から、平成19年に入って5,000円を下回る価格でも販売されている。また、平成18年7月頃から13インチの地上デジタルテレビ受信機が発売されている。従来からの地上、BS、CS110度の3波共用チューナーに加え、アナログ放送テレビに取り付けて地上デジタル放送を受信するための地上デジタル専用チューナーも20,000円を切る価格で販売されている。（以上、事務局調べ）

#### （3）著作権保護方式の見直し

デジタル放送における著作権保護方式の見直しについて、利用者の指摘等に対し、受信機側の具体的な対応の在り方を検討しその検討状況を公表するとの第三次中間答申における指摘を踏まえ、審議会において「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」を平成18年9月に設置し議論されてきた。

### 2. 審議会における議論の状況

#### （1）受信機の普及

- これからは受信機の普及が重要な項目になってくる。その中で、デジタルチューナーの義務付けについても議論が必要。
- 例えば、1億台普及すればそれでよいのかという、「全世帯のデジタル化対応完了」の意味を議論しないと、具体的な方策も出てこないし、課題も明らかにならない。そういう議論の中で、デジタルチューナーの義務付けについても視野に入ってくる。
- デジタル放送の購入経費に対する不満があり、大型大画面テレビだけではなく、小さなもの、安いものなど幅広い商品展開をしていく必要がある。

- ・ 受信機の早期普及のための低廉化、経済的弱者に対する何らかの政策的な措置があり得るのか、アナログ受信機の廃棄の処置等、総務省をはじめ総合的な政策、立案を考えていただきたい。
- ・ 国が乗り出して、あなたは生活世帯としてどうなんだ、ということを調査してからするというのは、やはりあまり望ましくない。むしろ、いろいろなところから最後の商品が手軽に入るようになっていく方向に行くのかもしれない。

## (2) 公共施設のデジタル化

- ・ 学校その他の施設、地方公共団体が抱える施設は、テレビの買い換えは補助対象になっていない。多くの地方公共団体はこういう施設を抱えており、4年の間に地方公共団体の負担でやり切れるかは大きな問題。総務省だけの問題ということでなく、政府としてどう対応していくのか、関係省庁で連携して検討してほしい。
- ・ 学校で言えば文部科学省、病院で言うと厚生労働省、駅とかターミナルで言えば国土交通省などが絡んでくる。

## (3) 受信機の仕様等

- ・ メーカー間の機器に互換性がなき過ぎる。テレビとDVDレコーダーのメーカーが異なると接続設定に大変手間を要する。
- ・ 各社のテレビやDVDレコーダーで、アンテナの入力端子や出力端子が統一されておらず、現場に行ってみたら違ったというトラブルがある。各社のものを機器別に、一覧表のようなものを提供いただければ、円滑にいくのではないか。
- ・ 取り付けの際の説明を聞いて1回で分かる消費者がどのくらいいるか。何度も説明を聞かないと分からぬ方がいたときに、どこに聞けば良いのか分からない。
- ・ リモコンなどについて、高齢者にもう少し使いやすいものを作っていただきたい。あまりに複雑すぎるものは、一度に説明しても理解いただけないので、特に高齢者の対応を考えるときに検討いただきたい。
- ・ 視聴者がデジタル対応をするにあたっては、アンテナの交換・調整等のための費用等が必要となる場合があるので、チューナー等を購入する費用の他に費用が必要になる場合があることに留意し、視聴者にも十分に周知すべきである。

## (4) 安価なチューナー等

- ・ 消費者の意見の中でチューナーへの関心が高い。生活保護世帯や資金力がない者への対応を考えると、チューナーについての取組がもっと必要ではないか。
- ・ アナログテレビをごみにしないという観点からも、簡単なアダプターと、アンテナ、お年寄りが使える簡単なリモコンがセットとなって、非常に安価に売られているという体制をつくっておくべきだ。
- ・ テレビのない生活というのは考えられないので、アナログが終了してもデジタルですべての県民がテレビを見られる状況にしたいという強い思いを持って取り組んでいる。そのため、とにかく安価なチューナーの供給が急がれると考えている。残り4年間という限られた期間でスムーズに全国民がデジタルへ移行するためには、早目にチューナーが市場に出回り、5,000円程度になったから買ってとにかくデジタルを見ようかと思ってもらい、順次デジタル対応をしていただくことが

重要と考えている。

## (5) リサイクル

- ・ 環境問題が言わされている中で、今あるアナログテレビを活かして、それが壊れたときに買いかえれば良い。壊れないテレビを持っている人達に対して捨てなさいという政策はやめて、環境にも配慮した良い政策とアピールしていくべきである。
- ・ アナログ受信機が平成23（2011）年に残った場合のリサイクルの問題等の課題には、国がリーダーシップを発揮することも必要である。

## (6) 経済的弱者への対応

- ・ 生活弱者に対する何らかの救済措置の検討が必要と考えている。
- ・ ほんとうの生活弱者には何らかの公的な負担があるべきだと思っている。弱者、低所得者に対してどういう補助をするかについて、最後に買えないかもしれない人々に対する政策を全部具体的に出すことで安心感が広がる。具体的にできるだけ早く、1年後ぐらいには国民に知らせてほしい。
- ・ 経済的事情等からデジタル対応受信機の購入や接続が困難な方に対しては、テレビの有する災害情報の伝達機能を維持する観点からも、何らかの支援を含めた配慮が必要ではないか。
- ・ 低所得者への対応に関しては、国の助成が実施される場合には、市町村に業務的とか財政的に負担とならないように、アナログ変換がそうであったように、国の責任において実施するようにお願いしたい。

## (7) 字幕

- ・ 日本は、漢字変換という難しい課題がある中で、どの放送局も真剣に取り組んでおられるが、アメリカのようにテレビで100%字幕が選択できるようになっていない。また、ニュースや娯楽番組のみならず、CMが最新の品物の情報を伝えるものであることから、聴覚障害者からCMへの字幕付与の期待もある。
- ・ アメリカでは、聴覚障害者だけが字幕を使っているのではなく、最も字幕の需要の高いところは音の出ている店などである。決して弱者対策ではないユニバーサルな情報発信の道具ととらえることができる。字幕は、我が国で地デジ対応テレビに標準装備されたということは、大きな発想の転換が可能。決して福祉という観点ではなく、ここに新しいユーザーがいるという観点でとらえていただけることが重要である。

# 3. 提言

## (1) 受信機の普及等

### ① 受信機の多様化等

関係者の努力により、受信機器の価格の低廉化、小型のデジタルテレビの発売など機種の多様化がある程度進んできた。引き続き、視聴者がデジタル放送の魅力を

十分に享受できるよう、デジタル受信機の更なる多様化、低廉化が望まれるが、第三次中間答申でも指摘したとおり、受信機に搭載する機能の選択について、市場のニーズと、これを踏まえた商品企画上の判断に委ねられることが基本と考える。

また、デジタル受信機の普及の観点からも、デジタル放送の特性を活かしたより一層魅力ある番組が放送されることが期待される。

## ② 簡易なチューナー等

アナログ受信機を使い続けることを望む国民のニーズに対応するため、現在広く普及しているアナログ受信機に接続してデジタル放送を視聴するための最小限の機能を有する簡易なチューナー等が早期に安価に市場に出回るよう取組が行われることが必要である。このため、このような簡易なチューナー等に必要な仕様の策定等製造を容易にするための取組等を通じた製造段階のコストの削減と、流通段階のコストの削減の双方が可能となるような環境整備が行われることが必要である。諸外国における受信チューナー等の価格を見ると、機能等の面で異なるため単純な比較はできないものの、例えば、フランスでは約40ユーロ、英国では約30ポンド、米国では約60ドルで発売されている例が見られる。我が国においても、例えば、上記のような簡易なチューナー等に必要な機能がどのようなものであるかを関係者が検討すること等を通じて、2年以内に5,000円以下の簡易なチューナー等を視聴者が望めば入手できるような環境を整えるようにすることが望まれる。ただし、この場合においても、前述のとおり、個々の受信機に搭載する機能の選択については商品企画の自由度を阻害することのないよう十分留意して行われる必要がある。また、このような簡易なチューナー等そのものの消費電力の低減など、環境への負荷の軽減に向けた取組が合わせて行われることが必要である。このような取組を行うことにより、デジタル対応に伴う視聴者の選択肢の拡大と負担の軽減や、アナログテレビの排出の抑制による環境への負荷の軽減につながると考えられる。また、その際には、視聴者がデジタル対応するにあたっては、現在のアナログテレビにチューナー等を購入するだけで十分でない場合があることについて、視聴者に誤解が生じないようにすることに留意が必要である。具体的には、チューナー等の既存の受信機器への接続や、アンテナの交換や調整等のため、更に費用が必要となる場合があること等について、視聴者が十分に理解いただけるよう周知のための取組が合わせて行われることが必要である。

## ③ アナログ受信機等の販売への対応

アナログ受信機等の購入者に対する注意喚起を行うために、販売されるアナログチューナー内蔵受信機等に「アナログ放送終了告知シール」の貼付等の取組が行われてきている（第六章1.（2）参照）。現在、テレビ出荷台数の9割近くがデジタル対応テレビとなっており（JEITA調べ）、店頭でのアナログテレビの販売は学生等の短期間の需要等に対応するための例外的なものであることが審議会でも報告された。諸外国の状況を見ると、米国ではデジタルチューナーの搭載の義務づけを予定通り実施している他、フランスでも新たにテレビ受信機にデジタルチューナーの搭載を義務づけることを決定している。一方、我が国においては、アナログテレビの出荷・販売状況、アナログ放送の終了に対する国民の認知の向上を踏まえると、当面、「アナログ放送終了告知シール」の貼付に加え、デジタルチューナー内蔵を法律上義務づけるような措置をとる状況にはないと考える。引き続き、アナログ受信機等の購入者に対し、アナログ終了について理解した上で購入していただくよう、

販売店において取組が行われるよう望まれるとともに、国として、デジタル受信機の普及動向、受信機の出荷比率の変化等を引き続き注視し、更に追加的な措置が必要と考えられる状況が生じた場合には、時機を逸すことなく取組が行われることが望まれる。

#### ④ 使いやすい機器の必要性

高齢者を初めとして誰もが使いやすい機器の必要性が指摘されている。既に、使用頻度の高い機能に限定しボタンを大きくしたリモコンを別売りで販売したり、リモコンの仕様を使いやすさの観点から見直したりする等の取組がメーカーにより行われているが、多様な機能を必ずしも望んでいない国民のニーズにも対応する観点から、使いやすさの向上のための更なる取組が望まれる。

#### ⑤ 公共施設のデジタル化対応

学校を初めとする公共施設における受信機器のデジタル化を促進することは、これら公共施設においてデジタル放送の特性を活かした放送の受信を可能とするのみならず、先導的なデジタル化の取組により国民がデジタル放送に接触する機会を提供することにもつながる。公共施設におけるデジタル化を促進するため、総務省は他省庁との連携を更に強化していく必要がある。

#### ⑥ 廃棄・リサイクル

平成23（2011）年のアナログ放送終了の時点で、アナログ受信機器が多く残ることが想定される。平成23（2011）年時点でアナログ受信機器が大量に廃棄されることが起こらないようにする観点からも、チューナーを取り付けること等により引き続きアナログ受信機器が使用できることの周知広報を行うとともに、前述のとおり、簡易なチューナー等が安価に市場に出回るよう取組が行われることが必要である。また、総務省は、リサイクルを担当する関係省庁とも連携して本課題に取り組むべきである。

## （2）受信機器購入に対する支援

デジタル放送の受信機器は、視聴者の自己負担により購入されることが原則である。一方で、明らかな経済的な理由により、これまでアナログ放送を視聴していたにもかかわらずデジタル放送を視聴できなくなる世帯が生じることも想定される。地上テレビジョン放送が生活に必要な情報を提供していることに鑑みれば、これらの世帯においても、デジタル化された後も引き続き地上テレビジョン放送を視聴できるよう、何らかの支援が検討されるべきと考える。

海外においては、例えば、アメリカでは全ての地上波受信世帯に対してチューナー購入を補助する40ドルクーポンを1世帯につき2枚まで配布するプログラムが予定されている。また、イギリスでは75歳以上の高齢者、障害者を対象とした支援方針が決定されている。（参考資料6参照）

ただし、このような支援を検討するにしても、受信機器の購入が視聴者の自己負担であるという原則を変えるものではなく、国民がデジタル放送対応に躊躇することにつながらないよう、その政策目的を明確にし、支援の具体策を早期に明らかにすることが必要である。また、自己の負担によりデジタル対応を行う国民との著しい不公平が生じないよう、支援の対象者や支援の範囲について厳密に限定する等、慎重な対応が望まれる。

審議会としては、以下の点を基本的考え方としつつ、支援の具体策について、国は、平成20年夏までに検討して公表するよう提言する。

- ① 支援を行う対象者は、経済的に困窮度が高いものとして認定された者等、厳密に限定すべきこと
- ② その支援対象は、現在アナログ放送を受信している人が平成23（2011）年以後も引き続きデジタル放送を視聴できるようにするための最小限の機能のものに限定すべきこと

また、審議会の議論の過程で、地方公共団体の専門委員から、支援を行う際に地方公共団体の負担が生じることについて懸念が表明されており、具体策の検討にあたってはこの点に配意して行われることが望まれる。

### （3）著作権保護方式の見直し

デジタル放送における著作権保護方式の見直しについて、2011年のデジタル放送への全面移行の確実な実現を図る観点から、早急に検討に着手するよう第3次中間答申で提言された。本提言を踏まえ、審議会情報通信政策部会に「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」を設置して議論を行ってきた。本答申と合わせ、著作権保護方式の見直しについても、審議会として中間答申を行った。同答申が示した見直しの具体策の概要は、概ね次のとおりである。

- ① いわゆる「コピーワンス」の改善のあり方については、以下の三点の基本的な考え方の下に検討。
  - ・ コンテンツを適切に保護し、その創造に関与したクリエーターが適正な対価を得られる環境を実現すること。
  - ・ 善意の利用者による私的な利用や、ポータブル機器の普及・発展など技術進歩の可能性を否定するクリエーターは見られないこと。
  - ・ 放送のデジタル完全移行等を推進するため、視聴者の理解を得る上でも、コピーワンスの見直しは重要であること。
- ② 以上を踏まえた上で、いわゆる「コピーワンス」の改善のあり方は、「COG（コピーワンジネレーション）の考え方の適用+一定の制限」という考え方を基本的な方向として考える。
  - ・ 具体的には、デジタル・チューナーとハードディスク等が一体型の機器について、下記のとおり動作を変更、
  - ・ すなわち、ハードディスク等にCOGワーキングで放送番組を蓄積し、当該放送番組の同一筐体内のDVDレコーダー機能等への出力や、外部機器へのDTC出力におけるコピー回数に、一定の制限を設ける。
  - ・ 上記コピー回数に関する一定の制限は、10回とし、最後の1回については、別のメディアに記録した場合、ハードディスク内のオリジナルは消去される取扱いとする。
- ③ 権利者等から示された懸念を踏まえ、行政、放送事業者、メーカー、消費者等関係者が協力しつつ、以下の点を推進。
  - ・ 周知広報その他「違法」「不正」コピーの流通に対する抑止策
  - ・ 今回の審議会の提言を「暫定」と位置付け、市場状況の監視や、必要に応じた新たな提案

「コピーワンス」の在り方が改善され、視聴者の理解を得ていくことにより、デジタル放送の受信機器の普及が進むことが期待される。

#### (4) 字幕放送等の充実

字幕放送は、聴覚障害者が放送を通じて情報を入手する上で必要な手段であるだけでなく、デジタル放送受信機器においては、字幕放送受信機能が標準装備されており、全ての人にとって利用可能な重要なものとなっている。この点は、デジタル放送の大きな利便の一つであり、審議会の議論の中でも、屋内外を問わず、様々な場面で字幕放送が活用される可能性が提起された。

平成18年度の字幕付与可能な放送時間<sup>\*</sup>に占める字幕放送時間の割合は、NHK(総合)で100%、在京キー5局平均で77.8%となり、放送法における努力義務規定の趣旨を踏まえて順調に字幕放送の拡充を進めてきているものと評価できる。

ユニバーサルな情報発信手段である字幕放送の一層の拡充に向けて、国においては、新たな行政指針の策定及び字幕番組制作費への助成スキームの拡充等環境整備への取組が検討されるとともに、放送事業者においても、上記指針及び各放送事業者の字幕拡充計画に基づき、積極的に字幕放送の実施に取り組むことが望まれる。

また、視覚障害者にとって有用な解説放送も充実されることが望まれる。

<sup>\*</sup>技術的に字幕を付すことができない放送番組等を除く午前7時から午後12時までの新たに放送する放送番組の時間数

## 第五章 受信側の課題（2）－共聴施設の改修等

### 1. 現状

#### （1）共聴施設の分布

共同受信設備を利用してテレビ放送を視聴するいわゆる「共聴施設」は、その設置の経緯により、山間部等における地理的要因による難視聴解消を目的とした辺地共聴施設、マンションなどの集合住宅での共同受信を目的とした集合住宅共聴施設、都市部における建築物等による受信障害解消を目的として設置された受信障害対策共聴施設の3つの類型に大別することができる。その類型毎の施設数及びその加入世帯数は以下のとおりとなっている。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 辺地共聴施設     | 約 2万施設、160万世帯  |
| ② 集合住宅共聴施設   | 約 50万施設、770万世帯 |
| ③ 受信障害対策共聴施設 | 約 5万施設、670万世帯  |

#### （2）共聴施設の改修に対する国の支援等

辺地共聴施設のデジタル化については、第3次中間答申において、国及びNHKを中心として関係者が所要の措置を講じていくべきとされたことを受け以下の措置が講じられた。

##### ① 国

平成19年度予算において市町村等が行うデジタル化のための施設改修に対する補助制度が創設された。具体的には、有線による共聴施設の整備について、事業費の1／3を補助する地域情報通信基盤整備推進交付金による支援対象として新たに認められるとともに、市町村又は共聴組合が無線（ギャップフィラー）による施設整備を行う場合には、当該施設の伝送路整備に要する費用の1／2について補助する制度が設けられた。

##### ② NHK

NHKはアナログ放送の時代に地形的な要因でテレビ放送の受信が困難な地域において、電波によるカバーの補完措置として辺地共聴施設を設置してきた経緯がある。

「NHK共聴」といわれる全国に約8,500施設あるこうした辺地共聴施設のデジタル化について、NHKは放送法において、いわゆる放送のあまねく普及義務が課されていることを踏まえNHKにおいて対応することとしている。

また、集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設については、従前から施設の保有・運営者及び加入者の双方に対し、リーフレット等により地上デジタル放送への移行に向けた準備の必要性等を周知する取組を行うとともに、後者について原因となつた建築物等の所有者と受信者との協議による対応を前提としつつ、両当事者間の円滑な協議の促進を図るために、デジタル放送対応に係る改修費用の負担の考え方を平成18年11月に公表した。

### 2. 審議会における議論の状況

辺地共聴施設のデジタル化への対応を中心として以下の指摘を得た。

## (1) 共聴施設全般

- 平成23（2011）年までに改修が必要な施設をすべて改修できるよう工事体制の問題を含めて、改修時期の平準化に取り組んでいくことが必要である。

## (2) 辺地共聴施設

- 地域によって取組に相当の差がある。市町村レベルを動かして、実態調査をしなければ取り残される地域が出る。
- 受信点に対して、だれが責任を持って電波を届けるのかが決まっていない。どこに受信点があるのかを共聴施設の管理者が調査を行っているのが実態である。そこに電波を届ける責務は、やはり放送事業者にあるべき。
- 辺地共聴の交付金に関して、地方公共団体が、国からの支援された残りの事業費を全額負担するのは無理である。国及びNHKが責務を果たした上で協力は行うが、議論を深めてもらいたい。仮に事業主体を市町村にするのであれば、国が市町村に対してその責務が市町村にあることの説明をしっかりとやっていただきたい。
- 共聴施設への対応は、全国あまねくという義務があるNHKとしては、放送を全部あまねく届けることを基本的考え方として、これまでに果たしてきた責任と役割を今後4年間できちんと果たしていく。
- 共聴施設のデジタル化に国の予算をつけて取り組んでいて、総合通信局も市町村に対する説明会も開催しているが、それだけではなかなか進まないのではないか。市町村としては、デジタル波がどこまで届くのかという情報も十分でなく、そもそもこれは市町村の役割なのかという意識もある。共聴施設をデジタル化するためには、エリアや施設についての調査や、受信点が確保できるかの調査も必要だが、今回の支援措置の対象になっていない。改修を行う業者に聞くと、4年間で平均的に取り組むとしても、調査、設計、施工という手続が要るので、相当厳しいとのことである。最後の平成22（2010）年に工事が集中して、結局間に合わなくなってしまうことが、今の段階では想定されている。これらの点について相談や対策を国で考えていただきたい。
- 新しい対策費はついたが、事業費がまだ不十分であるし、制度運用が実態と合っていない。どうすれば補助事業を有効に使って、地域に基盤を整備できるのかという観点から考えていただきたい。ほんとうに地方公共団体、市町村を巻き込むのであれば、もっと現場に密着した情報公開と具体的な施策を早く打ち出せるようにしていただきたい。
- 辺地共聴施設については、市町村が主体で整備したところよりも、住民が共聴組合を組織したところが多い。19年度の支援は有線共聴の場合、事業主体は地方公共団体しか認められておらず使い勝手が悪いので、対応をお願いしたい。

## (3) 集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設

- ケーブル固有の問題として、電波障害や集合住宅の共聴施設の中で、ケーブル経由で視聴しているお客様については、アナログのVHF伝送路をデジタルでUHFに直さなければならぬ場合があり、費用負担の問題が出てくる。

電波障害でも、後から高層ビルができて原因者がわからなくなる場合がある。また、アナログでは難視だったのが、デジタルでは一般的にそのエリアが10分の1になるということがわかっている。電波障害が解消したら自分でアンテナを立てな

ければならないという問題等が出てくる。

- ・地上デジタル放送への完全移行に際しては、すべての市民、国民が受信できる環境を整備し、特にデジタル化に伴い共聴施設改修等の必要が生じた場合、市民に過剰な負担を強いることのないような支援措置を図られたい。また、共聴受信施設利用者のデジタル対応に関する相談窓口を、ぜひ丁寧に設けてほしい。
- ・デジタル放送は受信障害に強く、見えない世帯数が減ると言われている。減った場合にどうするかは、もともと原因になっている建物の方とその陰になった世帯の住人が相談して決める事になると思う。その場合に、大抵は安い方を選択するが、改めて自分の家にアンテナを立て直す方法と、従来どおり対策施設という共同受信施設を維持してつないで見る方法があり、どうするかは話し合いで決めている状況である。
- ・地上デジタル放送の移行完了に向け、集合住宅や都市受信障害対策施設などの管理者や建物の所有者に調査や改修等を前倒して実施してもらえるよう、広報活動を行っていくことが重要ではないか。また、可能であれば、公的な機関や公益事業の会社が所有者や原因者になっている受信障害対策施設については、前倒しして措置してもらえると大変助かる。
- ・特定の期間に改修が集中することになった場合には、何らかの対応策が必要になる可能性がある。例えば日本CATV技術協会の会員の分布は県によってある程度偏りがあることや、集合住宅が大都市に集中していることなど、地域的な偏りもある。アナ変のときには各地域に事務所を設けて一般の方からの要求に応じて対応したこともあるので、そのような体制を作ることも考えられるが、経費を要することなので、今後の推移によって関係方面と相談するしかないかと思う。

#### (4) デジタル混信

- ・中継局が多数設置されているような一部の地域において、デジタル放送が中継局の地理的関係により良好に受信できない、いわゆる「デジタル混信」の発生が想定される。原因としては、他のデジタル波からの影響とか、SFN (single frequency network) によって起こるケースなどがある。アナログ放送とデジタル放送が混在するサイマル放送を実施する以上、限られた周波数においてデジタル放送の普及を図っていることから、デジタル混信に関して、(1) どの地域でどれだけ発生するか、(2) どのような対策手法があるのか(補完的な置局、高性能なアンテナの使用等)、(3) そのような対策を講じても、なおかつどの程度の混信世帯が発生するか、という点について検討が必要である。

### 3. 提言

#### (1) 共聴施設の改修

辺地共聴施設、集合住宅共聴施設、受信障害対策共聴施設のいずれについても、デジタル化対応のために改修が必要となる共聴施設の数と平成23（2011）年まで残り4年間しかないとすると、工事体制の問題も含めて、改修時期の平準化に取り組んでいくことが必要である。

## (2) 辺地共聴施設

平成23(2011)年までのデジタル放送への全面移行の確実な実現のためには、多くの視聴者が利用している共聴施設のデジタル化を円滑に進めていくことは極めて重要な課題であり、国及びNHKを中心とする放送事業者等の関係者は引き続きそれぞれの責任を果たし必要な措置を講じていくべきである。このため、辺地共聴施設の状況の把握、デジタル改修の進捗状況、共聴施設管理者への改修の働きかけを行うための具体的体制を本年秋までに構築すべきである。

辺地共聴施設については、第3次中間答申を踏まえ、デジタル化のための住民負担が過重となる場合についての国の補助制度が平成19年度から新たに設けられた。このような支援制度が設けられたこと自体はデジタル放送の受信環境整備を進めていく上で大きな一歩であると評価できる。一方、その制度の内容をみると、有線共聴に対する補助については事業主体が過疎、辺地といった条件不利地域に該当する市町村に限定され、多くの辺地共聴施設の所有形態である共聴組合が事業主体に認められていないことや、電波による放送のカバーエリア外でありながら条件不利地域に該当しないため支援の対象とならない辺地共聴施設があることなどの問題が指摘されている。無線（ギャップフィラー）による施設整備に対する補助についてはこうした問題はないものの、補助対象設備が伝送路設備に限られ、施設の中心設備であるギャップフィラーが補助対象外であるといった別の問題が指摘されている。国は、これらの点への対応方法を検討するとともに、今後の予算要求の中で改善が図られるよう、検討を進めるべきである。

また、辺地共聴施設の改修にあたっては、デジタル放送の特性のためアナログ放送の受信点を移設する必要があるケースが相当数想定されているが、そのための調査等を個々の共聴施設の設置者による対応のみに委ねることは負担が過重ではないかといった指摘もされている。デジタル化に関する住民負担の軽減を図り、また、新たに設けられた支援制度を効果的に機能させるためには、前述のとおり、支援制度の内容の改善とともに、受信点移設のための調査が必要となるケースについて共聴施設の設置者をサポートするソフト面での対応を検討することも必要である。

## (3) 集合住宅共聴施設及び受信障害対策共聴施設

都市受信障害施設については、受信障害の原因となった建築物等の所有者と受信者との円滑な協議の促進を図るため、経費負担の考え方をまとめ平成18年11月に公表したところである。今後、こうした考え方を共聴施設の関係者に対して一層の周知を図るとともに、国を中心に、関係業界や市町村等の協力を得て、施設の状況やデジタル改修の進捗動向の把握、施設管理者等への改修の働きかけを行うための具体的体制を本年秋までに構築し、できるだけ早い時期にこれらの施設のデジタル化対応できるよう周知広報に努めるべきである。

集合住宅共聴施設のデジタル化対応については、管理組合等居住する受信者自らが対応することとされているが、工事時期の平準化の観点から管理組合等の施設所有者に対して工事の前倒しを促す周知広報を行っていくとともに、受信者からの相談に的確に対応できるよう相談体制の充実・強化が必要であると考える。

## (4) デジタル混信

デジタル混信については、まず混信の発生が想定される地域と考え得る対応策を国及び放送事業者において早急に検討すべきである。混信発生が想定される地域と考え

得る対応策が明確となることを前提に、補完的な中継局を置局したり共聴施設を設置したりする場合であって自助努力による対応が困難な場合についての支援を検討すべきである。また、これらの対応策により視聴者に新たな負担が生じる場合には、正確な情報提供が行われることが必要である。

上記による対応策によってもなお、解決できない部分については、衛星によるセーフティネットにより暫定的にデジタル放送を視聴可能とし、平成23（2011）年以降、アナログ放送終了に伴い可能となる新たなチャンネルへの移行も含め、解消のための努力を引き続き行うべきである。

# 第六章 周知広報

## 1. 現状

### (1) 地上デジタル放送に関する浸透度等

#### ① 地上デジタル放送に関する浸透度

総務省では、周知広報その他の地上デジタル放送の推進のための取組に資するため、毎年「地上デジタル放送に関する浸透度調査」を実施している（調査対象地域：全国47都道府県の全域、調査対象者：男女15歳以上80歳未満の個人、有効サンプル数約7,000）。（参考資料5参照）

本年3月に実施した調査結果によると、アナログ放送の終了時期の認知度は60.4%と昨年の32.1%から約2倍に、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率も27.8%に上昇するなど地上デジタル放送の認知及び普及は着実に進展していることがみてとれる。

他方、調査結果によると、地上デジタル放送対応受信機を保有しながら、地上デジタル放送を視聴していない世帯が約5%存在することも明らかとなっている。また、地上アナログ放送が終了することについての感想に対する質問（複数回答）に、様々な魅力をもつ地上デジタルテレビ放送が視聴できるのでよいとする肯定的な回答が約4割となった一方で、できれば地上アナログ放送を続けてもらいたいという回答も同程度となっている。

#### ② コールセンターへの相談状況

総務省では、地上デジタル放送に関する視聴者からの問い合わせに対応するため、「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」を設置している。センターに寄せられる相談件数は、毎年倍増の傾向にあり、平成16年度は約2万7千件、平成17年度は約5万4千件、そして平成18年度については約11万件となっている。地域別の相談件数比率をみると引き続き関東が約半分を占めているが、平成17年度と比較し、都市部集中から全国に平均化していく傾向にある。

相談内容は、「受信エリア・送信諸元」と「受信方法」が大半であるが、「かなり強い要望・苦情」の件数が前年度に比べて大幅に増加している。その中身は、費用負担、デジタル化政策、周知広報に対するものが多いが特にデジタル対応に要する費用を明確に周知すべきとの意見が多い。

### (2) 周知広報の取組

#### ① 放送事業者によるスポット告知

放送事業者は、平成18年度において（社）デジタル放送推進協会が制作したCMを各社において年間1,000本程度テレビスポット放送するなど放送を通じたアナログ放送の終了の告知及びデジタル放送への移行の周知に努めている。

平成19年度においても、地上デジタル放送の意義を中心とした同程度の量のテレビスポット放送を予定している。

#### ② アナログ放送終了告知シールの貼付

国は、アナログ受信機等の購入者に対する注意喚起を行うために、販売されるアナログチューナー内蔵受信機等に、アナログ放送の終了時期が平成23（2011）年であることを告知するシールを貼付する取組を行っている。平成18年9月からはメーカー出荷時における機器へのシール貼付の対象製品範囲をそれまでの「アナ

ログテレビ」から「録画機器」、「パソコン」、「カーナビ／カーテレビなどの車載機器」に範囲を拡大し、アナログチューナー内蔵の製品のうち計画していたもの全てについてシール貼付の取組が始まった。

### ③ 周知広報計画の策定

第3次中間答申の提言を受け、地上デジタル放送推進のための周知広報に関する今後の具体的な指針として、国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者による議論を経て、平成19年2月に「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」が策定された。(参考資料9参照)

この計画は、第3次中間答申において今後の周知広報に関し提言された情報伝達手段や情報提供の内容及び平成23（2011）年までの期間を3つのフェーズに分けた上でフェーズ毎の重点事項を設定することを基本的な考え方とした上で、視聴者、施設管理者・工事事業者及び各機関の地上デジタル放送担当者といった対象ごとに行うべき周知広報の取組や総合ポータルサイト等の関係者の連携による取組を内容としている。

### ④ 相談体制の確立

第3次中間答申の提言を受け、地上デジタル放送に関する相談件数の増加及び相談内容の専門化に対応するため、相談体制の強化が図られた。

具体的には、

(ア) 国民からの問い合わせに対し関係機関が共通に対応するためのQ&Aの作成

(イ) 各関係機関が専門的に対応する事項の整理及び対応事項別の相談窓口を記載した関係機関連絡リストの策定

等が行われた。なお、アについては放送事業者等のほか、今後視聴者からの問い合わせが寄せられることが想定される地方公共団体にも配布されている。

### ⑤ ポスター・パンフレットの改訂等

従前から作成しているポスター・パンフレットについて、より幅広い国民層を想定した年齢別等、きめ細かな周知広報活動を行う観点から、アナログ放送の終了以後はアナログ受信機のみでは放送の視聴ができなくなることやいわゆる悪質商法に対する注意喚起を強調する内容に改訂を行うとともに、平成19年3月には新たに高齢者等を念頭においたパンフレットを作成した。

## 2. 審議会における議論の状況

### （1）周知広報一般

- ・ スポットを民放各社がやったことが大変効果があったと思う。また、メーカーや販売店の協力でアナログ受信機に平成23（2011）年終了の告知シールを張ったことも効果があったと思う。平成23（2011）年にアナログ放送が終了することの認知をこの1年間で90%にもっていきたい。まず知つてもらうことが完全移行への大前提と思っている。あわせて、認知だけではなく、理解、納得していただき、買いかえなどの行動に結びついていくためにはまだハードルがたくさんある。
- ・ 総務省のコールセンターにも苦情や要望件数が前年の3倍になった。浸透度調査の結果でも、半数近くができればアナログはとめないでほしいということなので、こういう方々に、地デジについて施策としても納得していただく、それから地デジについて体感していただいて、確かに魅力あるなということも含めて、新しい周知広報のアクションを起こしていく必要がある。

- ・ 周知広報はこれからも必要なものであろう。当事者である放送事業者がCM枠を割いてやっているのは当然と思うが、それ以上に国からの予算がDpaを中心に投下された上で有効に使われ、Dpaの構成員であるメーカーも取り組んでおり、官・民・放送が一体となって周知広報をやりながら、送出側についても整備をしていきたい。
- ・ アナログからデジタルへの移行についての理解や認識が広がってきたことが報告された。今後は地デジの受信に移行していただくよう具体的なアクションにつながっていくための周知広報になるかと思うので、国によるコンダクターということが必要だろう。
- ・ インターネットの教育分野での普及の際にネットデイという行事があった。保護者の皆さまが、とにかく子どもたちのためにインターネット環境をということで、学校と連携をしながら具体的な取組をされた。地上デジタルデイというか、学校という拠点で子どもたちはパソコンネットワークや携帯電話だけではなく、やはり地上デジタル放送を含めてテレビメディアというものについては大人よりも親和性もあり、また技術的な対応もやわらかさがあるので、子どもが大人を助けてもいいと思うし、子どもが高齢者のテレビ視聴を助けるという相互支援の運動を起こしてもいいと思う。
- ・ 大阪豊中市で3,000人の市民の方を対象にアンケートを行った。アナログ放送の停波を認識している63%の方の中で、デジタル放送移行に向けた対応はまだしていないという方が58.6%、33.9%は既に何らかの対応をしているという結果となった。今後の対応については、平成21（2009）年から平成23（2011）年7月24日までの間にやろうとする方が61.1%、対応するかどうかわからないという方が21.1%、平成23（2011）年に停波してから対応しようという方が8.3%、今年度から来年にかけて対応していきたいという方が7.1%。停波しても対応は一切しないという方が2.4%いる。
- ・ 混乱を避けてスムーズな移行をするために今必要なことは、デジタルに未対応のすべての人が、できるだけ早い時期に、個別の確かな情報を得るよう、呼びかけることだと思う。自分の家ではどういう対応が必要か、その選択肢、費用の目安、得られるクオリティーなどを総合的に知ることが必要。早く買いなさいではなく、早く対応の計画を立てましょうというのは抵抗が少なく、誰もが納得できる呼びかけである。停波間際に予想される混乱についても情報提供し、その上で、それぞれの消費者が、その人にとって経済的かつ合理的と考える行動をとればよいのだと思う。

## （2）デジタル化の意義

- ・ いろいろな機能を持っているという日本のデジタル放送のシステムは世界に誇れるものである。それを十分使ってもらえるよう宣伝していく必要がある。
- ・ 今後は、デジタル化に全く無関心な視聴者にどれだけ理解や協力が得られるかという広報が大事。そのため、これまで以上に明確になぜデジタル化を行わなければいけないのかを打ち出す必要がある。これまで、放送サービスの高度化、産業の国際競争力の振興、世界のデジタル化の趨勢等が説明の中心に据えられてきた。今後は、携帯電話をはじめとする無線通信の急激な需要拡大に対応するため、テレビに割り当てられていた周波数を3分の2に減らして通信等に充てる、という説明をより前面に押し出す方が納得が得られやすいのではないか。
- ・ ワンセグサービスは、デジタル化による地上放送の高度化の1つの典型として考

えられる。

### (3) きめ細かな周知広報

- ・ 視聴者は知らないことがたくさんあるので、説明責任を果たし、視聴者が地デジが良いね、と思えるような広報活動をお願いしたい。
- ・ 具体的な個々の人々のシチュエーションに分けて、いつ何を買えばいいのか、こういう機器が必要という情報を与えていくべき。
- ・ テレビを最後どうしても買い換えないのか、という点について、最終的に残された選択肢は何なのかを含め周知をしていかないといけない。
- ・ 放送業界、国はもちろんだが、病院等の公共施設での周知、教育現場でももっと教育してはどうか。あるいは、町内会、老人会等の草の根の周知が必要ではないか、という消費者の提案がある。
- ・ 町内会等は自治組織なので、こういう方々の協力をいただいて、どう周知をしていくか具体的な方策を考えていかなければ、ただ下におろしていくという考え方では広がっていかないと思う。
- ・ 受信機器や受信方法についてのきめ細かな情報提供と説明がさらに必要である。視聴者、消費者側にとって必要な情報・説明の種類、質、量を再検証して、必要なものを適切なメディアを駆使して効率よく提供することを改めて考えなければならない。
- ・ D p a では今年、地デジ体感全国キャラバンとして、地デジ一式をトラックに搭載して全国を巡回する活動を企画している。デジタルを体感してもらうこと、受信方法の相談、指導、それから政策的意義の周知徹底を、各地を回ってやっていく行動を起こしたい。ぜひ全国各地に、受け身ではなく出向いていき、サイレント・マジョリティーに声をかけていく活動を大きく育てていきたい。
- ・ 地上デジタル放送の受信を口実とした疑わしい機器の購入や工事の勧誘、架空請求等の詐欺行為が各地で発生している。これらの原因としては、高齢者等の地上デジタル放送に関する知識不足があると考えられることから、こうした行為の発生を防ぐためにも地上デジタル放送の受信方法や費用負担に関する正しい情報の提供をしっかりとやっていく必要がある。また、こうした詐欺行為については関係機関と連携して、その対策を講じる必要もある。

### (4) 相談体制

- ・ 受信機の普及はきめ細かな相談を行ってほしい。
- ・ 総務省で縦系の相談窓口をつくったが、全国電機商業組合連合会でこれから困りごと 110 番をやっていく場合、縦系だけでは処理ができない問題がある。横の連携のとれる構築も検討してほしい。
- ・ 相談内容としては、どこで使えるのかという受信エリア、それから送信場所、チャンネル等の諸元、受信方法、この 3 つが大きく占めている。基本的な知識に合わせて、地域状況を熟知した対応が今後も必要と思う。コールセンターだけですべての処理が行われるということではなくて、各段階での対応を強化していくことが必要と思っている。
- ・ 周知広報、普及が進むに連れて、相談件数が増加し、相談内容は多様化、地域分散化、個別具体化しており、受信相談の具体的対応が今後の普及推進のかなめとな

ってくる。受信相談への対応の強化、システム整備が急務であろう。総務省受信相談センターをはじめ、D p a、各放送局、メーカー各社、販売店、流通各社、地方公共団体、それぞれが分担して役割を果たしていただきたいということと、その連携によって全体的な対応の効率をよくする。そのためのシステムを再構築しなければならないのではないか。

- ・ 地方行政の方からは、相談体制が官民一緒になって必要だという発言があった。そのためのアクションプランである周知広報計画が出ているので、この着実な実行をしながら、状況の変化に伴った戦略が必要になると思う。

### 3. 提言

#### (1) デジタル化の意義の周知

本年3月に国が実施した調査によると、アナログ放送の停波時期についての認知度が前年の32.1%から約2倍の60.4%に、地上デジタル放送対応受信機の世帯普及率も上昇するなど、地上デジタル放送は確実に国民に浸透していると認められる。他方で、調査の中では「できれば地上アナログテレビ放送を続けてもらいたい」という回答も相当数みられたところであり、なぜデジタル化を進めるのか、ということについて国民の理解が得られるようさらに周知広報を行うべきである。その際には、特に、放送のデジタル化が完了し、アナログ放送を終了した後には、需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の電気通信や、新たなサービスである移動体向けのマルチメディア放送等のテレビジョン放送以外の放送やITS（高度道路交通情報システム）、安全・安心な社会の実現のためにブロードバンド通信が可能な自営通信の分野に周波数を割り当てることができる点についても周知を強化すべきである。

#### (2) 周知広報の体制

第3次中間答申を踏まえ、本年2月に「地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画」が策定されたが、同計画は国、放送事業者、メーカー、販売店等の関係者の議論を経て策定されたものであり、また、地上デジタル放送の推進のための周知広報についての全体的な計画と位置付けられるものであることから、関係者は同計画に規定された事項を十分に認識し着実に実施していくことが必要である。

同じく第3次中間答申を踏まえ、国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事事業者及び販売店の地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関における専門相談窓口の明確化と組織化が行われた。一方で、コールセンターに寄せられる相談の傾向から明らかのように、今後地域特有の問い合わせや個別の具体的な受信方法に関する問い合わせが増加すると見込まれている。こうした状況に適切に対応するためには地域の実情に応じたよりきめ細かな相談対応が必要であり、国は、受信相談の拡充等地域レベルでの相談体制を平成20年度中に整備していくべきである。

#### (3) 周知広報の内容

アナログ放送の終了時期についての認知率がこの1年間で約2倍となるなど、地上デジタル放送に関する国民の認知度は着実に向上しているが、認知度向上の取組を更

に徹底していくとともに、テレビの買い換えなど実際のアクションにつなげていくことが重要である。そのためには、アナログ放送が終了することの周知広報とともに、デジタル放送の受信方法に関する情報、具体的には、地上デジタル放送を視聴するためには、デジタルテレビ受信機の購入、アナログ受信機へのデジタルチューナーの接続及びケーブルテレビ加入による受信の3つの選択肢があること、視聴環境によってはアンテナの取り替えやブースターが必要となる場合があること、それぞれの選択肢には特徴や留意点があること、受信機の価格等は日々変動するものであるが目安としてそれぞれの選択肢を取った場合に工事費用も含めトータルでどれくらいの費用がかかるのか等の点についての周知の徹底が必要である。このような国民が具体的にデジタル放送に対応する行動を起こしていただくにあたっての正確な情報の提供に周知広報の重点をおくことによって、国民がデジタル化への対応について、今後4年弱の間に、合理的な行動をとっていただけることが期待できるようになると考える。

そもそも自分の住んでいる地域において地上デジタル放送が受信できるか、いつ受信できるようになるか容易にわかるよう中継局等の整備計画等をさらに明確にしていくことも必要である。

また、公的機関を騙った詐欺等のいわゆる悪質商法を防止するためには、自分がどのような行動をとれば良いのか、費用負担も含めた正確な知識を高齢者等に身につけてもらうことが必要かつ効果的であり、関係機関とも連携した周知広報を行っていく必要がある。

#### (4) 周知広報の方法

きめ細かな周知広報の観点からは、これまでのマスを対象とした周知広報活動に加え、さまざまな場面をとらえた周知広報活動を行っていくことを検討していくべきである。例えば、公共施設や教育現場での周知が必要となってくると思われるし、町内会や老人会等の協力を得て行う情報提供も考えられる。特に、教育現場での活動については、地上デジタル放送の機能等を理解した子ども達が大人や高齢者に働きかけ、それぞれの家庭でデジタル放送への対応を考えるきっかけになるという相互支援の効果が期待できる。

地上デジタル放送を実際に視聴している層は、アナログ放送の停波について肯定的な意見が多い傾向があるので、アナログ放送を視聴している方がデジタル放送に触れる機会を創出していくことが必要であると考える。今年度、広く一般国民に対してデジタル放送を実際に体感してもらうことによりデジタル放送への移行についての理解を醸成することを目的として官民合同による全国各地でのイベントが予定されているが、こうした取組を通じてこれまで地上デジタル放送に対する関心の薄かった国民に地上デジタル放送の様々な機能を実際に経験してもらうことで関心を高めていくことができると言える。

# 第七章 公共分野への利活用

## 1. 現状

### (1) 公共アプリケーションパイロット実証実験の実施

第1次中間答申及び第2次中間答申を受け、ワンセグ放送、サーバー型放送等の地上デジタル放送を活用した高度なサービスを、国民生活に最も身近な防災、医療等の公共分野に導入した場合の効用を、具体的に目に見える形で実証するとともに、こうしたサービスの実用化と普及を図る際の課題や解決方策を明確化することを目的として、地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究を実施した。

- ① 第1次中間答申において、放送の「デジタル化によって初めて可能となる高度なサービスの開発・普及を進めることが、地上放送のデジタル全面移行に向か、重点的に推進する施策」と指摘され、「高度サービスを公共分野に導入した場合の機能や効用を具体的に目に見える形で実証する実験を実施」することが提言された。
- ② 第2次中間答申では、デジタル放送における高度なサービスの利便性を可能な限り目に見える形で示す観点から、これに関する「実証実験において検証すべき技術的課題、運用上の課題、必要なシステム等」について整理された。

### (2) 実証実験の結果

#### ① 高度なデータ放送の公共分野における高度利活用

(ア) 防災などの公共分野における地上デジタル放送の高度な利活用を想定したモデルシステムを静岡県、富山県、兵庫県、茨城県に実験的に構築し、データ放送を中心とした地上デジタル放送の特性を活かした新たなサービスの検討を実施した。

(イ) 静岡県については近い将来東海地震発生が予想され、津波の発生も含めた災害対策が急務となっていること、富山県についてはG P S（汎地球測位システム）を補完する高精度測位が可能なシステムが整備されており、これを活用したサービスを研究対象とすること、兵庫県については阪神・淡路大震災を契機として防災等の各種地域情報提供システムに積極的に取り組んでいる地域として、茨城県については多くの原子力関連施設を有し、原子力防災情報提供を対象として、それぞれの地域で実施した。

(ウ) データ放送を活用したよりきめ細かな情報伝達の方法では、G I S（地理情報システム）を活用して、防災情報に地図を付加するシステムを構築し、ワンセグ携帯受信機で受信、また、携帯端末に防災担当者の職種・地域を判別する特定情報をあらかじめ記憶しておくことで、災害・緊急時にデータ放送コンテンツから選択的に防災担当者に情報を提示するシステムを構築し、有効に動作活用することが実証された。

(エ) データ放送を活用したリアルタイム情報伝達の方法では、ワンセグのデータ放送において、新たな情報多重方式として、従来のカルーセル方式に替えて、遅延の少ないリアルタイム緊急放送システムにより、伝送による遅延を10秒以上改善できることが確認され、即時の地震情報をワンセグ放送で配信することが有効であることが実証された。

- (オ) 運用主体の異なる情報提供システム連携の在り方では、複数の放送事業者が利用可能なように共通形式のフォーマットに変換して提供するシステムを構築し、放送事業者がこのシステムからデータを取得し、データ放送コンテンツを送出までの実験を実施し、有効に動作することを確認するとともに、現実的なモデルシステムを提案した。
- (カ) 情報自動収集配信システムを構築し、地方公共団体のホームページで公開されている災害・緊急情報を取得してから放送事業者へ配信するまでの処理時間を1分以内で実現可能であることが確認された。

## ② 携帯端末向け放送の公共分野における高度利活用

- (ア) 災害時緊急時に、端末を自動的に起動し避難情報等を視聴者に伝達する方法として「放送起動」と「通信起動」が検討されているが、通信のように輻輳の影響を受けず一度に大量の端末を確実に起動することが可能な「放送起動」は、防災上極めて有効な手段として、この「自動起動」を中心とした実証実験を北海道（17年度）、神奈川県（18年度）において実施した。
- (イ) 放送波によるEWS（自動遠隔起動システム）は、使い勝手の良い形で実用化されたならば、災害時などの情報提供手段に適していると評価されており、誰にでもわかりやすく重要な情報を伝え、具体的な防災行動を誘導する等の有用性が確認された。
- (ウ) 防災行政無線では、スピーカや個別受信機を用いて音声で緊急情報を伝達するが、自動車の運転をしている場合など、音声による伝達が困難な場合が想定される。ワンセグ放送による情報提供は、映像、音声、データ放送などのデジタル技術を組み合わせた情報提供が可能であり、個人が携帯する端末システムに向けた情報提供は、様々な生活シーンにおける情報伝達率を高める上で有効であることが確認された。
- (エ) ワンセグ受信端末の普及が目覚ましいが、多くの受信端末システムは小型かつ省電力駆動によってモバイル環境への適合を図った商品であるため、端末の中にEWS装置の機能を組み込むためには、EWS装置の機能を一層小型化かつ省電力化が必要であることが課題として明らかになった。
- なお、平成17年度に実証実験で使用したEWS装置は、ワンセグ受信端末とは別の個別システムであったが、平成18年度には、小型化とワンセグ受信端末との一体化が実現し、より実利用に近い形で緊急警報放送によるワンセグ受信端末の自動起動制御機能が可能となった。

## ③ サーバー型放送の教育および保健・医療・福祉分野における高度利活用

サーバー型放送は、放送、通信ネットワーク、端末としての情報家電などを有機的に連携させることで、様々な伝送路を介して送られてきた多様なコンテンツを、伝送路の違いを国民視聴者に意識させず、ニーズに応じた多様な視聴を可能とするものであり、有力なアプリケーションの一つとして、教育や保健・医療・福祉などの分野における利活用が期待されている。

- (ア) 教育分野において、高画質、高音質で良質な放送教育番組を用いたサーバー型放送の実証実験を東京都三鷹市（17～18年度）、保健・医療・福祉分野において、サーバー型放送を利用した健康管理や医療機関に関する情報提供の地域サービスモデルの実証実験を福岡県北九州市（17～18年度）で実施してきた。
- (イ) 教育分野では、サーバー型放送の代表的な機能であるマルチメディアコン

テンツによる再生機能、メタデータによるシーン再生機能、キーワードや単元選択によるメタデータの検索機能と授業のシナリオを作成できるマイ黒板機能を提供し、50インチのプラズマディスプレイを利用して、実際の教室において実証実験を行った。先生からのアンケート結果等から、教育効果に影響を与えたとの評価が行われた。

- (ウ) 教育コンテンツの流通に関して、教育コンテンツの権利処理の仕組みについて研究が行われ、良質な映像コンテンツが市場に流通することをより促進し、サーバー型放送の普及促進に貢献する観点から、①権利者のリストアップ②権利単位の明確化・体系化及び算定ルールの確立③紛争処理のルール化などの方策が示された。
- (エ) 保健・医療・福祉分野では、サーバー型放送を利用した地域サービスモデルについて、地域医師会、地方公共団体等と密に連携することで、品質及び信頼性の優れた地域ニーズに合致する情報提供が可能となることが実証され、コンテンツの作成プロセスにおいては、コンテンツ管理システムやワークフロー・システムの仕組みを活用することにより、コンテンツ内容の監査プロセスにおける時間短縮が図られ、効率化が可能であることが確認された。
- (オ) 一般市民向けの実証実験では、サーバー型放送の特長を活かした保健・医療・福祉分野の地域密着番組の提供や、情報理解を深めるための繰り返し視聴機能などが有効であることが確認された。(参考資料7参照)

## 2. 審議会における議論の状況

- 地上デジタル放送の双方向機能を活用して、医療分野など、テレビ番組を受信する以外にも受信機を使える環境を整備していただけないだろうか。そのために、もう少し開かれた場で地上デジタル放送の将来の可能性についての議論をするように努力していくべきではないか。
- 教育現場での活用など、新たな通信・放送の融合のアプリケーションについて、ワンセグ放送の防災だけでなく、もっと強力に取り組むべき。それが地デジのメリットを国民にも知らせる最大のパワーになる。
- 地デジのメリットの紹介が十分なされていない。例えばワンセグ放送でデータ放送とテレビを組み合わせていろいろな機能が使える。災害弱者にも活用できる。弱点となっていた電池の問題も解決したと思っている。
- 地上デジタル放送の利活用について、これまで実証実験の成果などもかなり蓄積されている。条件不利地域では、地デジだけでなく、ブロードバンド、携帯電話、ラジオ、防災無線などを総合的に考えていく必要がある。
- 医療や教育分野などで利用できるような、アナログ放送ではなかった新しい機能が提供されるようになれば、地デジを推進するキラーアプリケーション、あるいはキラーコンテンツがどんどん提供されることになるだろう。そのために、もう少し地上波デジタルの仕様の公開を進め、研究会、勉強会で専門家の人がいろいろなアイデアを出せる場を提供していただきたい。
- パソコン付テレビが普及し、放送と通信の融合が実現するといった、双方向環境をユーザーがどう使いこなすかという生活情報家電という観点が必須。これは、日常生活のセーフティネットを形成する良いチャンスであり、同時にデジタル化が生活を豊かにする方向に結びつくものでないと意味がないので、国民のメディアリテラシーを

高める努力が必要。さらには、通信と融合していく中で、コンテンツの信頼性管理やセキュリティ管理等を含めて総合的に検討し、生活を支え続ける21世紀の家電として普及拡大が図られれば良いと思う。

- ・ 能登半島地震ではデータ放送で余震情報や知りたい地域の震度情報を得られた。放送であれば、通信のトラフィックを混雑させず、高齢者でも簡単にリモコンで知りたい情報を得られるのがデジタルのメリット。だからこそ、国策で放送の高度化というのは、視聴者、国民の皆さまに役立つていただけると確信を持ったが、それとともに、無関心の人にどうやって伝えていくかを、国がどういう制度設計で強力なリーダーシップをとっていくのか。
- ・ 無関心な方々に地上デジタル放送をどう知つていただくかは大きな問題。札幌市のコンソーシアムでは、かなり小さな、実際の携帯につなげて緊急放送を受信できるところまでの、実用化一歩手前まで来ている状況。住民の方に実際に見ていただくと、地上デジタル放送というものがどう自分たちの身近なものになっていくのかということがわかる。こういうことを普及させていくことも重要。
- ・ 地震が起こった瞬間、気象庁からの情報が同時に、テレビのスーパーで出るのとほぼ同時に全データがデータ放送で一気に送られる。こういうことが習慣になって、デジタルならできることが使われていくことは非常に意味があることではないか。
- ・ 地上デジタル放送を受信する端末が、テレビ受像器だけではなくてワンセグ放送等携帯端末でも利用できることで、新たな利用の可能性が広がり、即時性が特に活用の方向性としてあることを確認したと思う。
- ・ 今回、地上デジタル放送が持つ公共性の高い情報提供に果たす機能という可能性は、ある程度検証はできたと思うが、放送局制作ではなくて、地方公共団体が責任を持つて伝えるべき内容について、どのような仕組みをつくっていくかについては引き続き検討課題になるのではないか。
- ・ 必ずしも従来型のテレビとインターネットとの二極の対比ではなくて、もう少し中間的な、あるいはさまざまな組み合わせによる可能性を地上デジタル放送がもたらすのではないか。そのときに、情報の正確さや適切さについて、責任を持っていくのかという制度的な面での検討の必要性も示されているのではないか。
- ・ この2年間の実証実験で、特に公共分野でのアプリケーションの有用性や可能性がかなり有意義な形で実証できたと思う。もともと、地上デジタルのメリットや優位性をどう国民に理解をしてもらひながら地上デジタルの推進を図るかという大きな命題もあった。地上デジタルに移行する数年間の中でどこまでリアライズできて、国民の理解が得られて、本当にいいよねという話になっていくかどうか。世界に類のないブロードバンドとか携帯とか地上デジタルの移行というものを組み合わせるような、アプリケーションは世界的にも非常に大きな意義を果たすと思うので、実証実験から現実のものにしていくプロセスを踏む必要がある。
- ・ コンテンツ供給の費用をだれが負担するのか。今まででは公共性が高いもの、ましてや情報はただで入手できるという感覚が強かったと思う。しかし、パーソナライズできるということは、情報の恩恵の度合いに応じて課金処理がなされていないと、著作権管理や、個人情報保護へのセキュリティ技術の適用などが実現してこないのでないか。
- ・ 行政サイドは災害情報を集めることに一生懸命になっているが、それを住民に周知徹底するすべがない。これは現在、NHKも民放もあるが、ケーブルテレビを通じても提供できる。

### 3. 提言

#### (1) 地上デジタル放送の公共分野にとっての有用性

第1次中間答申、第2次中間答申の提言を受け、平成17年度及び平成18年度に、データ放送、携帯端末向け放送、サーバー型放送を公共分野に活用するための実証実験を行った。その結果、防災、教育、保健・医療・福祉の各公共分野において、幅広い住民に対し、輻輳を生じることなく、高品質あるいは大量の情報を確実に送り届けることができる等の地上デジタル放送の特性を活かして公共性の高い情報を提供することの有用性が実証された。

#### (2) 実用化に向けての課題

- ① デジタル放送を活用することにより、幅広い住民に行政情報を提供することが可能となる。ワンセグ受信用端末の普及も考慮すると情報提供ルートの重層性は高まり、時間や場所も含めた住民への伝達の機会は格段に広がることが期待される。インターネットや電話と異なり、地上デジタル放送では輻輳の心配がないため、緊急時における情報提供の確実性への期待も高い。一方で、地上デジタル放送では、放送事業者の編成権・編集権を前提として住民への情報提供がなされる。そのため、地方公共団体から放送事業者へ迅速且つ正確に情報提供を行う仕組みを構築し、また、地方公共団体において効率的に情報を収集し経済性の高い仕組みを構築することが、地上デジタル放送の特徴を最大限活かした行政情報提供を実現するためには重要となる。
- ② ワンセグ受信用端末の急速な普及に見られるように、地上デジタル放送の視聴形態も多様化している。地上波の固定受信、移動受信、ケーブルテレビを通じた受信など、受信者側の視聴形態に応じた情報提供の在り方なども留意していく必要がある。
- ③ また、地上デジタル放送により提供される公共的な情報の中には、例えば、保健・医療・福祉分野における情報におけるように、個人情報保護やセキュリティの確保のために必要な対応を行うべき情報があることが指摘されている。

#### (3) 地上デジタル放送の公共分野への利活用に向けて

- ① 公共分野への利活用は、地上デジタル放送のメリットをサービスに活かし、普及につなげていくという意義があり、今後は、実証の段階から、地上デジタル放送の利活用をいかに実用に移していく段階に入っていると考えられる。そのため、平成17年度・平成18年度に総務省が行った実証実験の結果を含め、地上デジタル放送の公共分野への利活用の有用性を周知・PRしていく必要がある。
- ② 平成19年度において、公共分野における地上デジタル放送の利活用の実証実験の結果を取りまとめるとともに、これまで、各地で実施されている利用事例を調査し、公共分野における効果等を総合的に分析し、地方公共団体等への情報提供を行い、公共分野の利活用の実用化を推進していく必要がある。

③ 日本における地上デジタル放送の公共分野における高度な利活用の実績を、国内にとどまらず様々な機会で広く世界に周知・PRすることにより、日本国内で培った地上デジタル放送の高度利活用技術を世界に普及させていく必要がある。

# 第八章 アナログ放送の終了にあたっての課題

## 1. 問題意識

これまで委員会で重ねてきた議論の大半は、アナログ放送の終了にあたって、如何に円滑に社会全体がデジタル放送に切り替えていくかといった視点に立ったものである。

昨年の第3次中間答申までは、デジタル放送の普及という視点を前面に据え、放送事業者による中継局ロードマップに代表されるデジタルの送信環境整備やデジタル放送の公共分野における利活用といった事項について提言を行ってきた。

しかしながら、テレビ放送は国民生活に深く浸透しているメディアであり、アナログ放送の終了そのものが、社会的に大きな影響を及ぼすものであることから、委員会では、「デジタルの普及」という視点に、「アナログ放送の終了」という視点を加えてこそ、平成23（2011）年7月に迎える大きな変革への対処について正面から向き合うものとなることを改めて認識し、議論を行ってきた。

## 2. 審議会における議論の状況

### （1）アナログ放送の終了のための基本的考え方

- ・ 平成23（2011）年のアナログ放送の終了は、5,000万世帯をターゲットとする大事業である。早期にアナログ周波数変更対策を上回る制度整備やアナログ終了にあたり想定される事項に対処するための組織や体制が必要ではないか。またその組織は、都道府県単位で必要ではないか。
- ・ アナログ放送を具体的にどのような手順で終了させていくのかについて地域ごとにロードマップを早く示していく必要があるのではないか。
- ・ アナログ放送の終了とデジタル放送への全面移行の際に生じる課題については、様々な可能性を考えて対応をしていく。社会に与える影響が極めて大きい変革があるときに、その影響をシミュレーションして、対応策を検討していく必要がある。
- ・ 平成23（2011）年は全面移行の年であり、平成22（2010）年までにどのぐらいのことを進めておくかが重要である。平成22（2010）年に前倒した目標が掲げられ、そのためにはどういうロードマップが作れるかが今後の取組の目標ではないか。

その際、これまで以上に放送事業者や関係者が、地域社会において消費者とのパイプ役として活躍することにより、移行にあたっての様々な課題を周知・共有することで、住民に密着したデジタル移行に向けての市民運動へという流れを、平成22（2010）年を目指していくことが必要ではないか。こうした考え方を共通認識とすることにより、地方公共団体の役割が、市民運動の動きに積極的に加えられると考えられる。

- ・ 国、放送事業者がそれぞれデジタル放送への円滑な全面移行のために全力を尽くすとしても、受信機メーカー、流通、地方公共団体を始め、関係各方面の主体的な協力なしには円滑な全面移行は実現し得ないという認識の下で、全国協議会で作成しているアナログ放送終了の基本方針の中には、まず国あるいは放送事業者が主体的に取り組むことがあり、その上で関係者の協力なくてはできないことがあり、それからむしろ放送事業者にはできなくて、ほかの皆さまの努力をしてもらわないと

いけないことがある、3つのステージがあると理解してほしい。

- ・ アナログ放送終了のための計画の基本要件としては、アナログ放送終了、デジタル放送への全面移行により生じる問題を最小化すること、視聴者の理解と協力を得られる全体計画であること、計画内容が関係者にとって経営的、実務的、技術的に実現可能なものであること、国策として所要の体制、つまり、関係各方面からなる実施体制が整備されること、があげられる。
- ・ アナログ放送終了の基本的考え方として、各地域において視聴者の十分な理解を得て、平成23（2011）年に入った時点から、段階的にアナログ放送を終了するための取組を強化し、最終的に7月24日までに移行する。一遍ではなくて手順を踏もうということである。放送対象地域ごとの計画は、地域ごとに関係者と協力の上決定する。その際には、中継局の建設設計画、受信機、ケーブルの普及状況、さまざまな受信環境状況を把握した上で行う必要がある。各地域の具体的なアナログ放送終了のための計画は、速やかに公表するとともに、周知、理解の促進を徹底する。

## （2）視聴実態把握

- ・ デジタル視聴実態の把握が重要であり、調査を継続して時系列で積み重ねながら、相談体制の強化やアナログ放送終了のシナリオ作りと連携していくことが重要である。
- ・ アナログ放送終了は今後非常に重要な論点になってくるだろうが、NHKの調査だけで説得性があるのかどうかは疑問。調査がきちんとできて初めて何%普及したから電波がとめられるのかという議論ができるのではないか。
- ・ アナログ放送終了、デジタル放送完全移行をなし遂げるためには、最後の1世帯、1台までという覚悟が必要で、残る4年余りの普及推進事業はさらに精緻、的確であることが要求される。受信環境の整備、受信機器の普及のためには、国民の認知、理解、支持を得ることに尽きるが、そのためには、国民が今デジタル化に向けてどういう姿勢をとっているかという動向を正確に把握して、課題を解決するという考え方が必要である。
- ・ 調査にあたっては、デジタル化対応に係る世帯普及率の定義をはっきりさせることが重要である。その際は、デジタル放送の直接受信者か補完措置利用者か等の点も含めたものとするかについても事前に整理することが重要と考える。

## （3）工事体制等

- ・ 平成23（2011）年が迫ってきたが人手が足らない、とならないように、送信側・受信側共に問題が起きないよう綿密な計画を立てる必要がある。
- ・ ケーブルテレビ業界として、都市部以外の条件不利地域における施設のデジタル化改修もやっていかなければならない。工事実施時期の平準化に今から努めていかなければならない。
- ・ 購入したが適切な設置をしていないという苦情が多く、販売台数に比較して、正確な受信機接続について消費者対応を行う要員の絶対数が欠けている。今後販売台数が増大していく中で、この要員をどう確保するかが喫緊の課題ではないか。
- ・ 平成23（2011）年までの間にはオリンピックなどの大きなイベントもあり、受信機の価格も低廉化してきているから、早いスピードで地デジ対応のテレビをお

お客様が求めていくと思うが、いずれにせよ最後のアナログ終了時にデジタル受信機購入や所要の接続工事が集中するようなことは回避すべきである。

- ・ 昨年7月のNHKの実態調査によれば、デジタル受信機を購入したにもかかわらず、約30%の方がアナログにしかアンテナ線をつないでいないという状況が出ている。地域の電気店、あるいは量販店の関係者の方々、それに加えて現場で実際に配送をして設置するという方々も、スキルの向上をしていく必要があるのではないか。
- ・ 日本CATV技術協会としては、一時に集中した共聴施設の改修施工依頼があった場合には対応しきれないので、分散した依頼となるように取り組んでいただきたい。また、工事施工能力（要員数）についても地域的な偏りがあり、過去、アナログ周波数変更対策時は、対策時期の工程管理のもとに時機に応じて対処すべき地域に事務所を置いて対策を講じてきた。しかし、デジタル化にあたって発生が見込まれる受信対策工事への対処については、日本CATV技術協会だけでアナログ周波数変更対策時に相当する体制を構築することは費用面も含めて困難である。
- ・ アナログ放送用周波数の使用期限とされている7月は、丁度夏場のエアコン取付け需要が高まる時期と重なるといった点から、一般家庭においてもアンテナ工事等の分散が望まれるという指摘もあった。

#### (4) 実証実験

- ・ 地域を限定して一斉にそこだけとめてしまうことで、予想していなかった様々な問題が出てくるのではないかと思うので、そういう実証実験もやっていただきたい。
- ・ 地域限定トライアルによりあぶり出しの効果ができる。受信機を持っているがアンテナを変えなくてはいけないとか、いろいろなケースがある。
- ・ 体験的などで周知させていくことが本当のアクションになってくる。つまり、止まると言うだけではなくて、確認してみることも必要になってくるのではないか。
- ・ 一定の地域において先行してアナログ放送を終了する実証実験を検討する。実験の際には、視聴者に不利益が生じないように。これが実験なのか、そこでもう先行して終了するか等についてはまだ検討の余地があると思う。

### 3. 提言

アナログ放送の終了までの期間は4年をきった段階に来ており、委員会としては

- ① 法令により定められた平成23（2011）年のデジタル放送への完全移行を確実に実現すること
  - ② これを実現するためには、国民の理解と協力が不可欠であること
  - ③ アナログ放送の終了時点において、地上波によることを基本としたデジタルテレビ放送の送信環境の確実な構築と、受信環境の整備のいずれも欠かせないものであること
  - ④ また、平成23（2011）年初頭から7月にかけてのデジタル受信に要する工事の集中を回避する必要性も勘案し、平成23（2011）年7月のアナログ放送の終了に向けて、あらかじめ対処すべき事柄をもれなく検討し、取り得る措置は適時に取り組んで行くこと
- という認識を基本的考え方とした上で、アナログ放送の終了にあたっての課題につ

いて以下の点について提言を行う。

## (1) デジタル放送への全面移行のための体制

国及び電波の送信主体としての放送事業者の主体的な取組に加え、メーカー、流通、地方公共団体等、あらゆる分野の方々が、それぞれの役割を踏まえて、主体的に行動できるよう環境を整え、取組を加速する体制を構築する必要がある。

その際、住民に近い立場にある地方公共団体の役割については、周知・広報等の面で期待する意見が多く出された。一方で、地方公共団体側からは、放送のデジタル化への取組は第一義的には国及び放送事業者が中心に取り組むべきであり、地方公共団体の負担は最小限となるようにすべきであるとの意見が出された。特に、多くの地方公共団体が地上デジタル放送への移行は国及び放送事業者の責務であると認識しており、国及び放送事業者の取組について正確、かつ、詳細な情報を開示することが必要であること等が地方公共団体の委員から指摘されている。地上デジタル放送の普及の観点からは地方公共団体が一定の役割を担うことは必要となるであろうが、その際には、地方公共団体に一方的に役割や責任、また財政負担を課すことがないよう、地方公共団体の意向を十分尊重し、理解を得た上で取り組むようにすべきと考える。

地上デジタル放送の推進は、これまで、国においては、総務省を中心に取り組まれてきたが、平成23（2011）年までに残された4年間でデジタル放送への全面移行を行うための市民レベルでの取組、リサイクルの取組、公共施設のデジタル化など、他省庁の所掌と関わる事項がますます増大してくる。このような観点から、総務省は、これらの省庁による取組を喚起し、確実にアナログ放送を終了させるために、政府全体としての取組が行われることとなるよう努めるべきである。

## (2) デジタル放送の視聴実態の把握

アナログ放送の終了に向け、今後適時に視聴者の移行準備の進捗状況を把握することが重要と考える。

これまで総務省が実施してきた「浸透度調査」により、視聴者のデジタル化施策の認知度とともにデジタル受信の準備の状況が把握されてきているが、アナログ放送の終了に向けた工程表（ロードマップ）の作成、そのための工事の地域的・時間的平準化を検討するための基礎資料となるよう、今後、更に詳細な実態の把握が必要である。

## (3) デジタル受信のための工事集中回避のための取組

デジタル放送の視聴準備にあたっては、デジタル受信機の購入だけでなく、場合によつてはUHF受信アンテナの追加や交換・調整、增幅器（ブースター）や混合機等の各家庭で地上テレビジョンを視聴するための受信システムの改修が必要となる。

このような改修作業は専門の施工業者に作業を委ねる必要があるが、当審議会において、平成23（2011）年7月において工事作業の集中が発生し、施工業者の工事能力の限界に達することのないよう、十分な分散が行われることの必要性が指摘された。

このためには、4年間のうちに出来る限り早い段階で、デジタル受信のための準備が整うよう、視聴者理解の醸成のための周知広報に取り組むことが重要である。なお、総務省の特定周波数変更対策事業として実施されたアナログ周波数変更対策に

において、テレビ視聴者に対する類似の工事を行ってきた。しかしながら、デジタル化に伴うアナログ放送終了にあっては、工事の発生は個々の視聴者に委ねられるため、アナログ周波数変更対策の場合と同様にあらかじめ立てられた計画に沿った工事体制が構築されるものではなく、このことを十分考慮した普及促進の計画を立案する必要がある。

#### (4) アナログ放送の終了のための課題の洗い出しと解決のための体制

審議会の議論において、アナログ放送を終了する際に生じるであろう課題を洗い出すため、例えば、具体的なモデル地域においてアナログ放送を先行して終了させること等を検討してはどうかという提案があった。平成23年に全国的にアナログ放送の終了を迎えるにあたっては、終了の際に現時点で予期し得ない状況も考えられるため、事前に可能な限りの課題の把握に努めるとともに、いかなる事態に対しても、国をはじめ関係者が可及的速やかに対応できる体制を確立する必要がある。また、そのために、全ての関係者が参画できる何らかの方法を検討することが必要と考えられる。

こうした課題の把握と対応体制のあり方について、各主体を先導する役割を果たす国、電波の送信主体である放送事業者が中心となって平成20年夏までに基本案の検討を行い、これを基にメーカー、流通、地方公共団体など、あらゆる関係者が参画して具体的方策をとりまとめ、早期に公表すべきである。政府においても、総務省以外の省庁の所掌にかかる課題が生じることが想定されることから、総務省のみならず、他の省庁も含めた政府全体としての課題の洗い出し・解決が行われるようにすべきである。

#### (5) アナログ放送の終了のための計画の立案と公表

地上テレビジョン放送は、各都道府県を単位とした放送対象地域毎に、各放送事業者が親局を中心とした放送局としてネットワークを構築し、多数の中継局により放送を実施している。審議会の議論において、アナログ放送の終了について、同一の放送対象地域内においても、親局を中心に一斉に終了させるのか、一定の条件が整う場合にネットワークを構築する末端の中継局から先行して終了する方策があるのか等について検討していくべきではないかという提案があった。アナログ放送終了のための具体的な計画は、視聴者がデジタル放送受信のための対応を行うために重要な情報となるものであることから、国及び放送事業者において早急に検討を開始し、平成20年夏までに計画を立案し、公表・周知していくべきである。

このような工程表は、上記(1)～(4)に掲げる事項を十分念頭においたものとなつていかなければならない。また、その策定にあたっては、アナログ放送の終了時期が平成23(2011)年7月であることが国民に浸透してきており、地域によっては中継局の建設から平成23(2011)年7月まで極めて短い期間しかない中継局が発生する可能性があること、等の事情を勘案し、国民の理解が得られるものとなるよう慎重な検討が行われることが望まれる。

## 参 考 資 料

- 1 諮問書（平成16年諮問第8号）
- 2 情報通信審議会委員名簿
- 3 情報通信政策部会委員名簿
- 4 地上デジタル放送推進に関する検討委員会委員名簿
- 5 地上デジタルテレビ放送に関する浸透度調査
- 6 諸外国の地上デジタルテレビ放送の導入動向と政策
- 7 地上デジタル放送公共アプリケーションパイロット事業概要
- 8 地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン（暫定版）
- 9 地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画

諮詢 第 8 号

平成 16 年 1 月 28 日

情報通信審議会

会長 秋山 喜久 殿

総務大臣 麻生 太郎

諮詢 書

下記について諮詢する。

記

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割

## 参考2

### 情報通信審議会委員名簿

(平成19年8月2日現在 敬称略・五十音順)

氏 名	主 要 現 職
会長 庄山 悅彦	(株) 日立製作所 取締役会長
会長代理 宮原 秀夫	大阪大学 総長
委員 青木 節子	慶應義塾大学 総合政策学部 教授
" 荒川 薫	明治大学 理工学部 教授
" 伊東 晋	東京理科大学 理工学部 教授
" 大谷 和子	(株) 日本総合研究所 法務部長
" 大山 永昭	東京工業大学 大学院理工学研究科附属 僚情報工学研究施設 教授
" 長村 泰彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
" 清原 慶子	三鷹市長
" 後藤 滋樹	早稲田大学 理工学術院 教授
" 酒井 善則	東京工業大学 大学院 工理学研究科 教授
" 坂内 正夫	国立情報学研究所 所長
" 佐々木 かおり	(株) イー・ワーマン 代表取締役社長
" 清水 英一	日本アルカテル・ルーセント(株) 代表取締役 社長 兼 会長
" 関根 千佳	(株) ユーディット 代表取締役
" 高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
" 高畠 文雄	早稲田大学 理工学術院 教授
" 滝 久雄	(株) ぐるなび 取締役会長
" 竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
" 辻 正次	兵庫県立大学 大学院 応用情報科学研究科 教授
" 土居範久	中央大学 理工学部 教授
" 土井 美和子	(株) 東芝 研究開発センター 技監
" 東海 幹夫	青山学院大学 経営学部 教授
" 長田 三紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
" 根岸 哲	甲南大学法科大学院 教授
" 根元 義章	東北大学 大学院 情報科学研究科 教授
" 御手洗 顕	シャープ(株) 顧問
" 村上 輝康	(株) 野村総合研究所 理事長
" 安田 雄典	BNPパリバ 在日代表

### 参考3

## 情報通信審議会情報通信政策部会委員名簿

(平成19年8月2日現在 敬称略・五十音順)

氏 名	主 要 現 職
部 会 長 村 上 輝 康	(株) 野村総合研究所 理事長
部会長代理 後 藤 滋 樹	早稲田大学 理工学術院 教授
委 員 大 谷 和 子	(株) 日本総合研究所 法務部長
" 大 山 永 昭	東京工業大学 大学院理工学研究科附属 像情報工学研究施設 教授
" 長 村 泰 彦	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 副中央執行委員長
" 清 原 慶 子	三鷹市長
" 佐々木 かをり	(株) イー・ワーマン 代表取締役社長
" 清 水 英 一	日本アルカテル・ルーセント(株) 代表取締役 社長 兼 会長
" 関 根 千 佳	(株) ユーディット 代表取締役
" 高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
" 高 畑 文 雄	早稲田大学 理工学術院 教授
" 滝 久 雄	(株) ぐるなび 取締役会長
" 竹 中 ナ ミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長
" 土 井 美和子	(株) 東芝 研究開発センター 技監
" 長 田 三 紀	NPO法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
" 安 田 雄 典	BNPパリバ 在日代表
臨時委員 村 井 純	慶應義塾大学 環境情報学部 教授

### 地上デジタル放送推進に関する検討委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

氏 名	主 要 役 職	備考(在任期間)
主 査 村 井 純	慶應義塾大学 環境情報学部 教授	
委 員 大 山 永 昭	東京工業大学 大学院理工学研究科付属 像映像工学研究施設 教授	
" 清 原 慶 子	三鷹市長	
" 竹 中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション 理事長	
" 土 井 美和子	(株)東芝 研究開発センター 技監	
専 門 委 員 秋 元 克 広	札幌市 市民まちづくり局 企画部長	
" 浅 野 瞳 八	日本アイ・ビー・エム(株)ガバメンタル・プログラムズージャパン バイスプレジデント	
" 綱 谷 駿 介	NTTコムウェア(株) 代表取締役副社長	
" 石 橋 康 敏	(社)日本ケーブルテレビ連盟理事長代行・専務理事	
" 伊 藤 博 明	高知県 政策企画部 情報政策課長	平成19年6月29日(第31回)から
" 岩 浪 刚 太	(株)インフォシティ 代表取締役	
" 大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会 常務理事	平成19年6月29日(第31回)から
" 加 藤 周 二	(株)ビックカメラ 取締役総務担当	平成19年6月29日(第31回)から
" 河 村 真紀子	主婦連合会 副常任委員	
" 桐 田 教 男	岩手県 地域振興部IT推進課 総括課長	平成19年6月29日(第31回)から
" 坂 本 憲 広	神戸大学大学院 医学系研究科 臨床ゲノム情報学 教授	
" 佐々木 幸 弘	岩手県 地域振興部 IT推進課 総括課長	平成19年3月26日(第27回)まで
" 関 祥 行	(株)フジテレビジョン デジタル技術推進室 役員待遇技師長	
" 竹 中 一 夫	日本放送協会 総合企画室[デジタル放送推進]局長	平成19年6月5日(第30回)まで
" 田 胡 修 一	(株)日立製作所コンシューマ事業グループ コミュニケーション・法務部長	
" 田 村 壮 児	高知県 企画振興部 情報基盤課 課長	平成19年3月26日(第27回)まで
" 知 地 孎 昌	岐阜県 総合企画部次長(情報化推進担当)	平成19年3月26日(第27回)まで
" 土 屋 円	日本放送協会 総合企画室[経営計画] 担当局長	平成19年6月29日(第31回)から
" 所 真理雄	ソニー(株) 業務執行役員 SVP 技術涉外担当	
" 中 島 不二雄	松下電器産業(株)役員 パナソニックAVCネットワークス社 上席副社長	
" 中 村 正 孝	(株)ケーブルテレビ富山 常勤顧問	
" 福 田 俊 男	(株)テレビ朝日常務取締役 (社)日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送 専門部会長	
" 舟 谷 文 男	産業医科大学 医学部(医療科学講座)教授(併任) 同大学 情報管理部長	
" 前 川 英 樹	(株)東京放送 社長室参与、全国地上デジタル放送推進協議会 総合推進部会長	
" 松 岡 勝 義	(株)NTTデータマネジメントサービス参与・エグゼクティブコンサルタント(豊中市)	
" 松 岡 俊 和	北九州市 産業学術振興局 新産業部長	
" 三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会 広報部長	平成19年6月29日(第31回)から
" 村 上 仁 己	KDDI(株) 理事 技術統轄本部	平成19年3月26日(第27回)まで
" 安 田 豊	KDDI(株) 執行役員 コア技術統括本部長	平成19年4月16日(第28回)から

---

# 地上デジタルテレビ放送に関する 浸透度調査

---

平成19年5月  
総務省情報通信  
政策局

## 目 次

(ページ)

1 地上デジタルテレビ放送一般に関する認知	1
2 地上デジタルテレビ放送の視聴状況と評価	2
3 地上アナログテレビ放送停波に関する認知	3
4 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率	4
5 今後の受信機購入時の対応	5

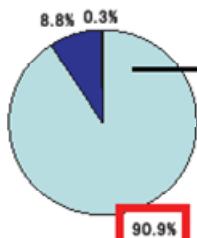
### 調査概要

○調査実施時期	平成19年2月22日より調査票発送開始
○調査対象地域	全国47都道府県の全域
○調査対象者	男女15歳以上80歳未満の個人
○調査方法	郵送調査
○有効サンプル数	7,269
○調査委託先	(株)ビデオリサーチ

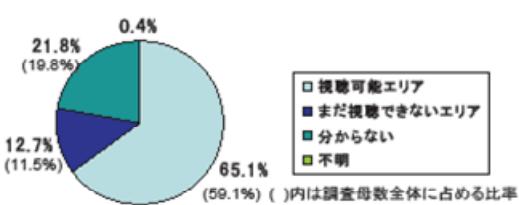
## 1 地上デジタルテレビ放送一般に関する認知

地上デジタルテレビ放送に関する基礎的な認知は約9割と向上。具体的な視聴の可否や停波時期などの理解をより高め、受信機普及につなげていくことが今後の課題。認知経路としては、テレビや新聞のマス媒体以外に販売店頭の割合が約3割と高いことから、流通でのアピールが重要と思われる。

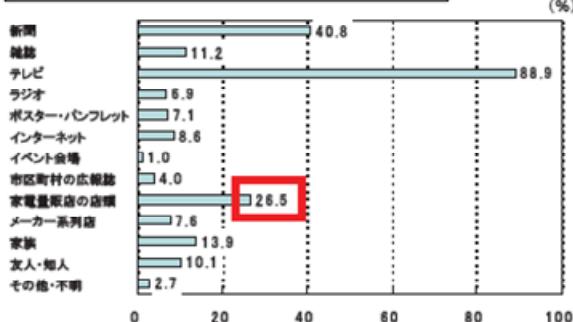
地上デジタルテレビ放送の認知 (全員)



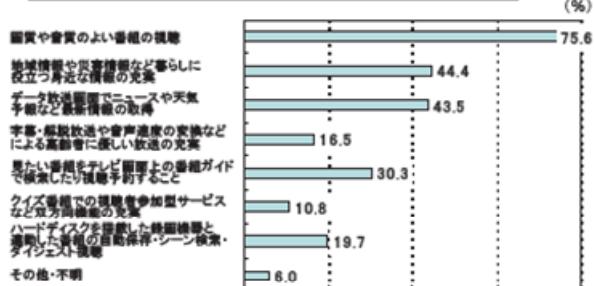
居住地域での地上デジタルテレビ放送視聴可否の認知



地上デジタルテレビ放送の認知経路(複数回答)



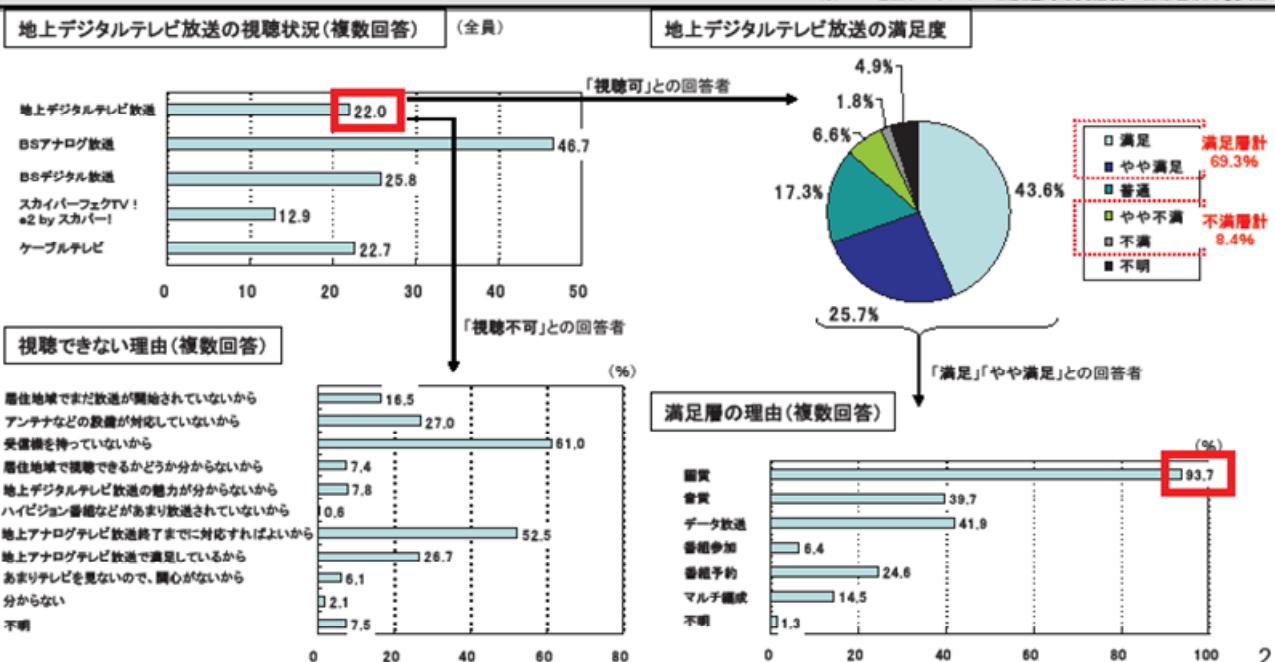
地上デジタルテレビ放送に期待すること(複数回答)



## 2 地上デジタルテレビ放送の視聴状況と評価

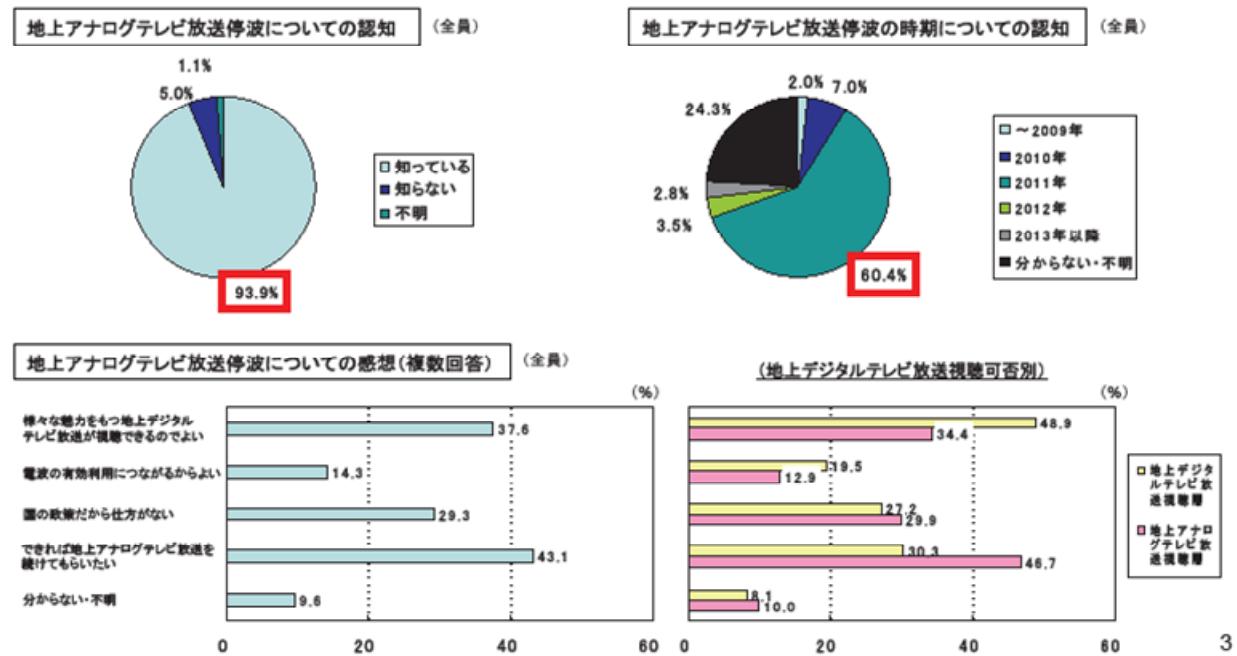
地上デジタルテレビ放送の視聴状況は22.0%。一方、地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は27.8%※であり、対応受信機を保有しながら地上デジタルテレビ放送を視聴していない世帯が約5%存在。実際に視聴した満足度では、「満足、やや満足」を合計して約7割に達しており、その理由は「画質」が圧倒的に多い。

※「4 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率」参照



## 3 地上アナログテレビ放送停波に関する認知

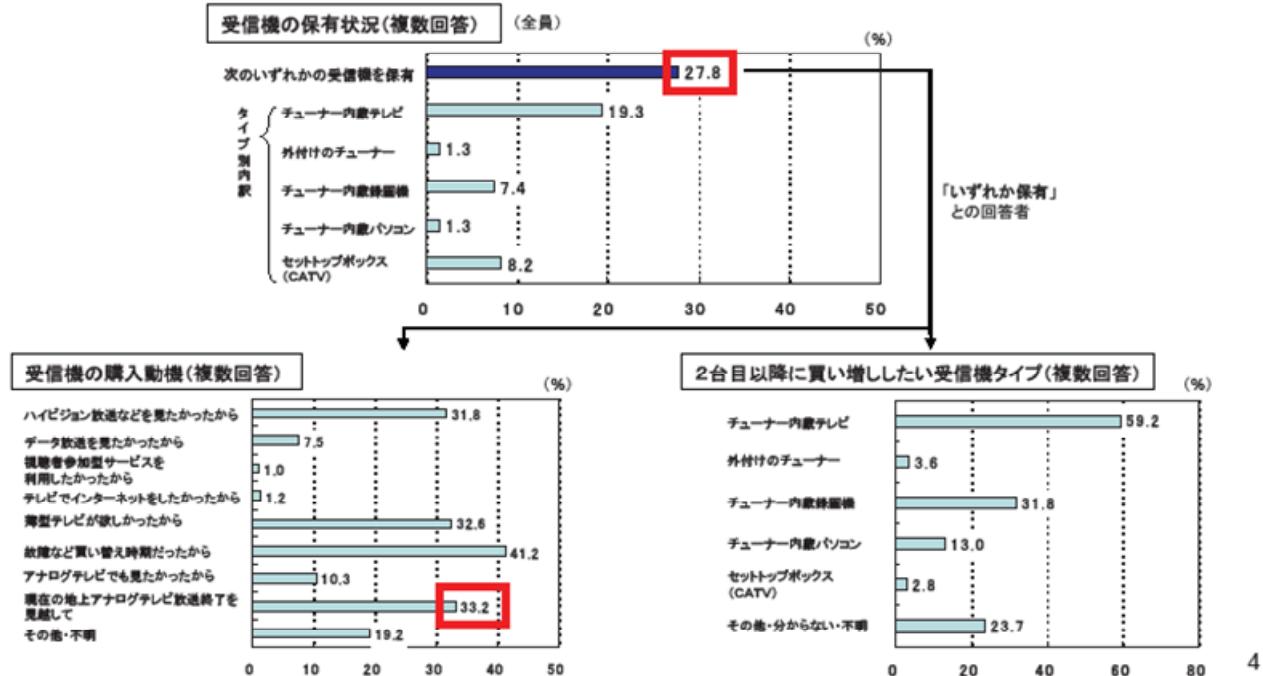
地上アナログテレビ放送が停波することは9割以上の人人が知っており、2011年という正確な認知は60.4%。地上デジタルテレビ放送の視聴層は停波に対して肯定的な意見が多いことから、実際に視聴してもらうイベントなどの機会を創出していく必要がある。



#### 4 地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率

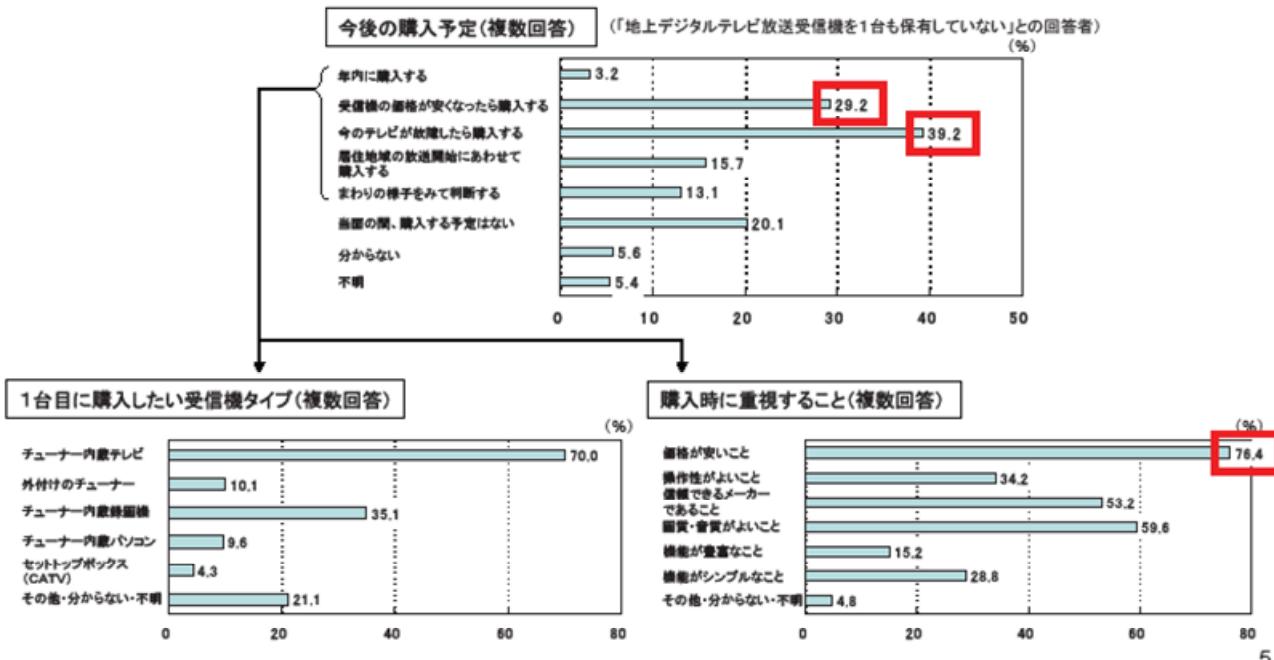
地上デジタルテレビ放送対応受信機の世帯普及率は27.8%とクリティカルマス※の水準に到達し、今後急速な普及が見込まれる。購入の動機として、ハイビジョン番組を見たい、薄型テレビが欲しいなどの他、地上アナログテレビ放送停波を見越して、というものがみられる。

※加速度的に普及が伸びるまでに必要な量。一般に家電製品では、普及率ベースで20%程度。



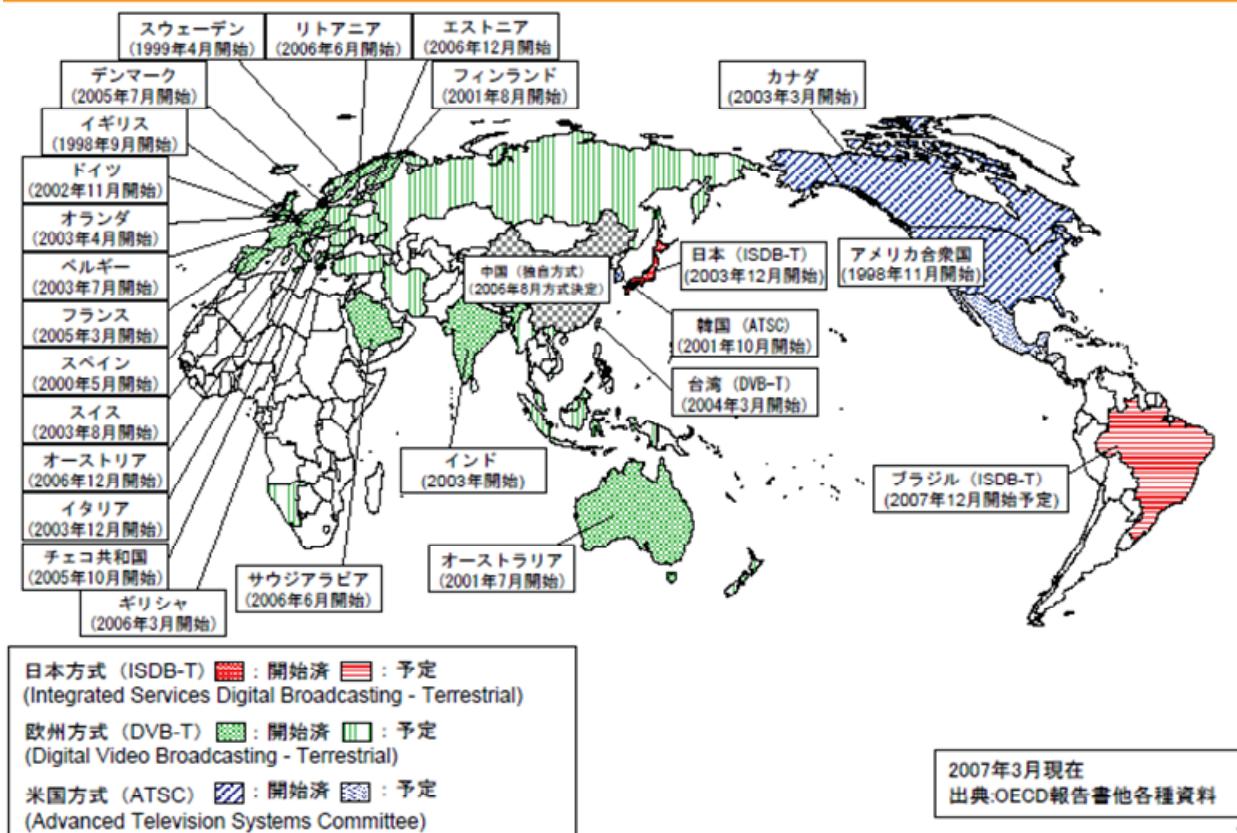
#### 5 今後の受信機購入時の対応

今後の購入予定では、「今のテレビが故障したら」、「受信機の価格が安くなったら」購入するとの意見が多く、1台目に購入したい受信機タイプは、テレビ、録画機、外付けチューナーの順。また、最も重視するポイントに「価格」が挙げられており、受信機の一層の多様化・低廉化が求められている。



## 諸外国の地上デジタルテレビ放送の導入動向と政策

参考 6



1

		アメリカ	フランス	イギリス
地上アナログ放送終了時期		2009年2月17日	2008年3月31日から 2011年11月30日までに 段階的に実施	2008年から2012年まで 段階的に実施
受信機購入の補助	制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル／アナログコンバータ※の購入を補助</li> <li>1世帯につき、40ドルクーポン(1台に1枚使用可能)を2枚送付</li> </ul> <small>※ デジタルテレビ波にて放送されているチャンネルをアナログ専用受信機で表示できるように変換するための機能のみを有し、それ以外(録画等)の機能はもたない、独立した装置</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貧しい人々、高齢者、障害者等に対し受信装置の設置支援を行うための基金を創設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル放送受信機の設置及びアフターサポートを実施</li> <li>必要な人にはアナログテレビでデジタル放送の視聴を可能とする機器(1台)とアンテナを提供※</li> </ul> <small>※ 補助対象者が生活保護受給者、失業者など最も低収入の世帯である場合は無料。その他世帯においては40ポンド(9,500円)を補助。</small>
	予算額	9億9,000万ドル(約1,188億円) (2008~2009年度) ※ 不足した場合、15億ドル(約1,800億円)まで拡大可能。	1,500万ユーロ (約24億4500万円)	6億ポンド(約1,434億円) ※ 基金をBBCが創設。
	対象者	全ての地上波受信世帯 (拡大時)地上波のみ受信世帯	対象者の範囲について 検討中	75歳以上の高齢者、身体障害者※、 視覚障害者(計約700万人) ※ 介護費用の補助及び生活補助を受けている人々。
デジタルチューナー搭載義務付け	2007年3月1日以降、 全機器に義務付け	2008年3月5日以降 テレビ受信機に義務付け (メーカーの出荷については 2007年12月5日から義務付け)	2008年3月5日以降 テレビ受信機に義務付け (メーカーの出荷については 2007年12月5日から義務付け)	メーカーの判断に任せることを原則とし、 EU全体で義務付けが決定されない限り、 実施は行わない。

2

---

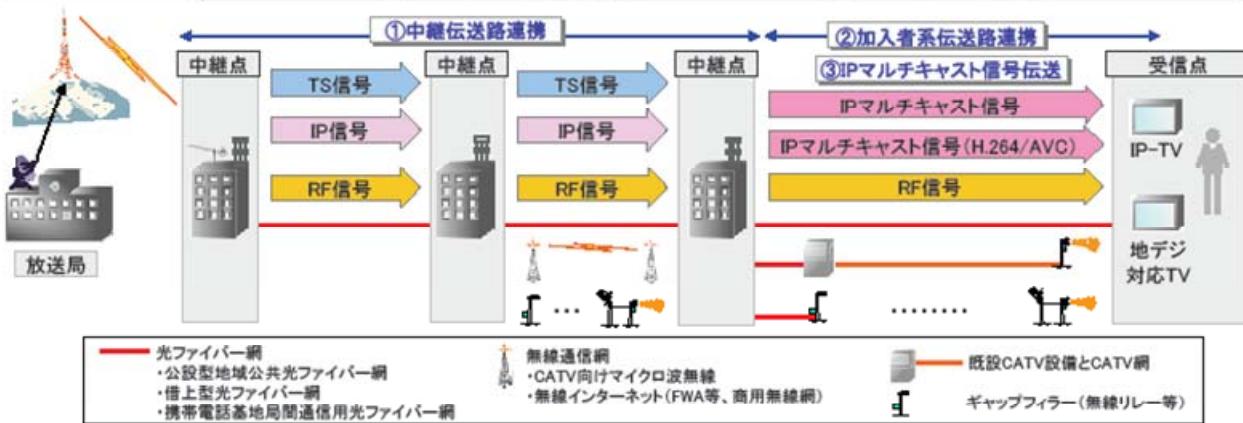
地上デジタル放送  
公共アプリケーションパイロット事業概要

---

平成17年度・平成18年度

## ■多様な既存ネットワークインフラを活用した地上デジタル放送の再送信に関する調査研究

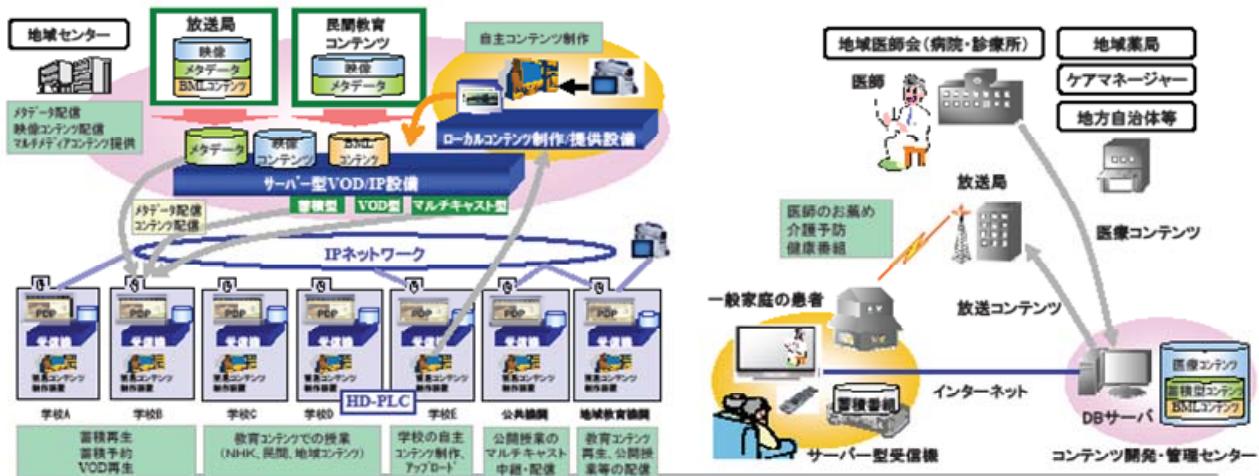
①中継伝送路連携	◆ TS信号伝送方式とIP信号伝送方式による長距離中継伝送の品質において実用上問題の無いことを確認。 ◆ RF信号伝送方式とIP信号伝送方式の映像品質比較より同等程度の品質を実現していることを確認。 ◆ 条件不利地域への中継伝送路には光ファイバー網によるRF伝送の経済性が高く、GF無線リレーも条件によって有効。
②加入者系伝送路連携	◆ 光ファイバー+ギャップフラー(GF)による無線配信及び無線リレー配信で1.6km程度の電波伝搬、有効性を確認。 ◆ 国交省光ファイバー、CATV網、共聴設備を活用した放送伝送の有効性を確認。 ◆ 条件不利地域への中継伝送路には光ファイバー網によるRF伝送の経済性が高く、GF無線リレーも条件によって有効。
③IPマルチキャスト信号伝送	◆ IPマルチキャストによる放送伝送の同一性、映像と映像以外の信号の同期性の保持を確認、実用上問題無いことを確認。 ◆ End-to-End遅延時間及びチャンネル切替時間はそれぞれ4秒程度であることを確認。 ◆ H.264/AVC 10Mbpsトランスクードの画質は、地上デジタル放送と同等かそれに近い画質で再送信可能であることを確認。 ◆ 画質チューニング等の向上や継承符号化機能の採用により、殆ど劣化を感じさせないH.264映像化が期待される。 ◆ 1つのネットワーク接続点に2台の受信端末を接続しても2チャンネル同時視聴が可能なことを確認。



1

## ■サーバー型放送の公共分野における利活用に関する調査研究

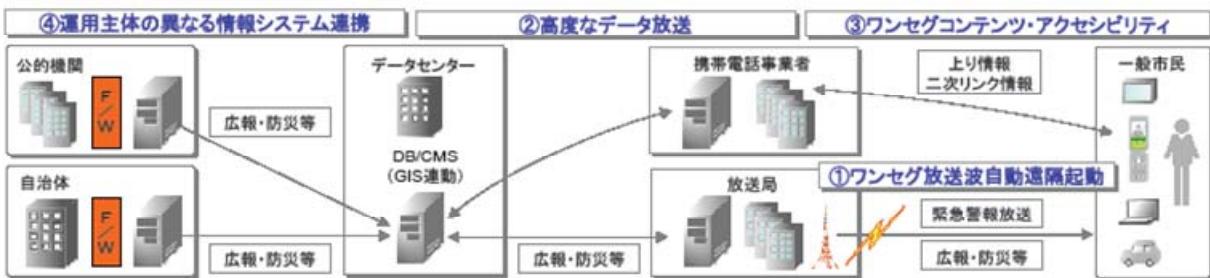
①教育分野における利活用方策	◆ サーバー型放送の有用性を学校授業で実証(自主教材シナリオ機能、シナリオ共有機能、ライセンスモデル、認証機能)。 ◆ 媒体依存型の流通構造、権利処理構造の教育用コンテンツにおいて、サーバー型放送に適した権利処理の仕組みの必要性を提案。HD化による付加価値、メタデータ利活用、ロングテール型流通など同放送の特徴を活かした利活用に期待。 ◆ 地域・自主コンテンツの制作・配信実証により地域密着型コンテンツの教育効果の有効性を確認。 ◆ サーバー型HDコンテンツのマルチキャスト配信とPLC配信の可能性を検証。
②保健・医療・福祉分野における利活用方策	◆ サーバー型放送の地域サービスモデルを提案、コンテンツ制作・運用の仕組みや住民サービスへの有用性を実証、確認。 ◆ 保健・医療・福祉分野におけるパーソナライズされたマルチストーリーの有用性を確認すると共に、個人情報保護と著作権管理の観点からS-CASで実現出来ない個人認証機能の必要性を提言。 ◆ 地域サービスモデルの費用負担の在り方を検討し、視聴者、スポンサー、行政の三位一体の協力形態の必要性を指摘。



2

## ■携帯端末向け放送の公共分野における利活用に関する調査研究

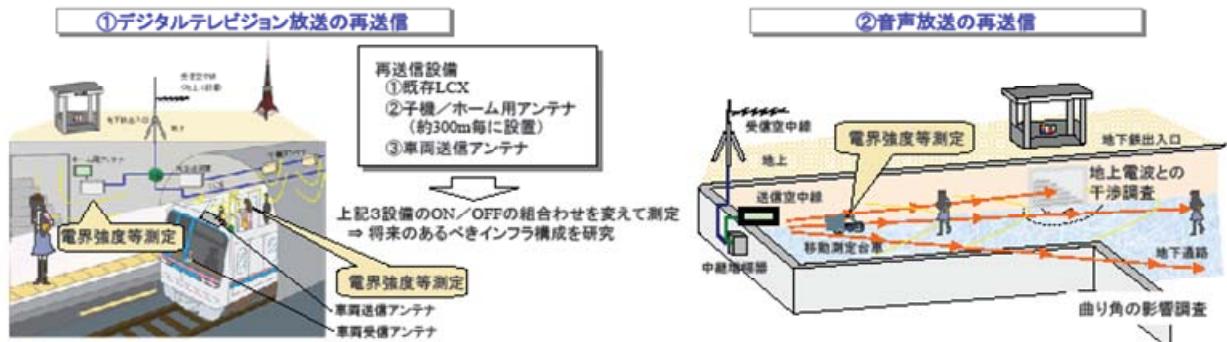
①ワンセグ放送波自動遠隔起動	◆緊急警報放送用起動フラグによる緊急起動装置の動作と社会的有用性を確認、小型化を推進し今後のLSI化に見通し。 ◆実環境の緊急警報信号受信率はほぼ100%だが、ワンセグコンテンツ起動に10秒程度時間を要するため、防災応用では速報性の高い通知方法などシステム拡張の検討が必要。 ◆TMCCリザーブビットはビット割り当て定義や情報内容との関連付けなど新しい規約策定、主応用先の更なる検討が必要。
②高度なデータ放送	◆通信アプリケーションファイル伝送は蓄積型の情報提供手段として有用性が高く、使い易さや操作性向上が必要。 ◆災害時行動支援においてGIS連動地域情報提供システムの有効性を確認。地図生成機構改善による時間短縮が必要。 ◆視聴者の地域や属性（防災職員等）によるセグメント別情報伝送を実証。実用化に向け応用の範囲と方法の検討が必要。 ◆PCR等リアルタイム情報伝送の有用性を実証。PCRは従来比で情報更新速度10秒以上改善、設備投資1/10程度実現。
③ワンセグコンテンツアクセシビリティ	◆教育用ワンセグコンテンツ管理・編成装置とリアルタイム参加型番組生成装置の在り方と有効性を小学校授業で実証。 ◆ユニバーサルデザインによるワンセグコンテンツ作成支援の有用性を検証し、ガイドラインを提唱。 ◆サービス提供者の専門知識不足を補う、テンプレート活用、コンテンツ保管・再利用、ワークフロー支援等の機能を備えたオーサリングツールを活用したコンテンツ作成支援機能の在り方を検討・提案。 ◆ワンセグの双方向機能を活かして視聴者評価を収集蓄積し、再び番組内容に利用する方策を検討・実証し、ニュース番組への意見調査、住民投票や番組視聴率調査など視聴者参加型番組への期待を確認。
④運用主体の異なる情報システム連携	◆複数の情報収集先に適応して自動的に情報収集し、TVCMLに変換して、放送局に提供するシステムの有効性を確認。 ◆データセンターについて自治体主導モデルの在り方を検討し、費用負担モデル等を提案。



3

## ■電波遮蔽空間における地上デジタル放送の受信に関する調査研究

①デジタルテレビジョン放送の再送信	◆実証システムによるATO地上設備、列車無線、低圧電源装置、警察・消防無線など既存設備への影響が無いことを確認。 ◆階段のシャッターを境界分解点として、シャッター前での電界強度が $45dB\mu V/m$ 以下なら地上への電波漏洩の影響が無くなり、遅延調整も不要になると推察される。（その際、地下側の受信電解強度は $65dB\mu V/m$ 程度と推察される。） ◆車両の形式や加減速に関係なく、ノイズレベルは実証システムに影響を与えないことを確認。 ◆地上デジタル放送の地下遮蔽空間再送信については、既存LCXの周波数特性が異なることが予想され、それに応じて個々の区間によってケース・バイ・ケースで設計することが必要。
②音声放送の再送信	◆実証システムによる火災検知器、案内表示装置、時計装置、案内放送装置など既存設備への影響が無いことを確認。また、運転車両の運転・安全装置、通信装置への影響が無いことを確認。 ◆地上デジタル音声放送の再送信装置の混変調による不要輻射には配慮しつつ今後のデータ蓄積が必要。 ◆FM放送では、地上でのFM放送受信環境の違いがあるため、再送信装置に受信レベル調整機能が必要。 また地下空間構造物の断面長に合わせて送信アンテナ配置間隔等の調整が必要。 ◆AM放送では、地上でのAM放送受信環境の違いと共に、相互変調ひずみを抑制するために、再送信装置に受信レベル調整機能が必要。



4

## 地上デジタル放送IP再送信方式審査ガイドライン (暫定版)

平成18年8月の第3次中間答申以後、地上デジタル放送事業者は「地上デジタル放送補完再送信審査会(任意の機関)」を設立し、電気通信役務利用放送事業者にIP再送信に関する具体的な条件を提示するためのガイドラインの策定を進めておりますが、この度暫定版がまとまりましたので、本第4次中間答申案に掲載させていただくことになりました。

平成19年秋を目途に、この暫定版をベースとした最終案を作成し、その後、地上デジタル放送補完再送信審査会としての意見募集を実施した上で、ガイドライン(正式版)を作成する予定です。

なお、本ガイドラインに関する意見募集の実施や正式版の公表などについては、別途、地上デジタル放送補完再送信審査会が報道発表を行います。

平成19年7月11日

地上デジタル放送補完再送信審査会

## 1. はじめに

本ガイドラインは、電気通信役務利用放送事業者が地上デジタル放送をIP再送信する際、電気通信役務提供事業者から提供を受けるIP再送信方式が満たすべき基準を規定する。

地上デジタル放送補完再送信審査会(以下、審査会)は、電気通信役務利用放送事業者が審査申請したIP再送信方式が、本ガイドラインの2、3、4章で規定する基準を満たしているかどうかについて審査を行い、基準を満たしていると判断されるIP再送信方式に対して判定書を発行する。ただし、判定書発行後、基準に照らし合わせて疑義が生じた場合、審査会は事業者に説明を求めたうえで判定書を取り消すこともある。

電気通信役務利用放送事業者から再送信同意申請を受けた地上放送事業者は、審査会の審査結果を参考に、再送信同意の判断を行うものとする。

本ガイドラインの内容は、関連技術の進展にあわせ必要に応じて見直すものとする。

## 2. 技術要件

### 2. 1 地域限定性

- ① IP再送信サービスの対象地域を、当該地域で地上デジタル放送を行っている地上放送事業者の放送対象地域に限定することが可能であること。
- ② 不正アクセス、その他地上放送事業者が想定しないアクセスに対して送信が行われないこと。

### 2. 2 著作権保護

- ① 地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等のコンテンツ保護機能を有すること。
- ② コンテンツ保護のエンフォースメントが継承されること。

### 2. 3 サービス・編成面の同一性

- ① ハイビジョン放送、標準テレビジョン放送、5.1チャンネルサラウンド放送(CMを含む)について、IP再送信サービスの対象地域において、あまねく、地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等の品質が保たれること。
- ② 映像・音声について、表示形式が地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等であること。
- ③ データ放送について、画面表示形式、番組連動データの映像・音声に対す

る表示タイミング、双方向機能(インターネットを用いて通信と連携するサービスがある場合はこれも含む)が、地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等であること。

- ④字幕サービスについて、画面表示形式、映像・音声に対する表示タイミングが、地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等であること。
- ⑤電子番組ガイド(EPG)について、画面表示形式、流動編成対応機能が、地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等であること。
- ⑥マルチ編成サービスが、地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等に実施できること。
- ⑦緊急警報放送が地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等に配信できること。
- ⑧地上デジタル放送で使用するCAS方式と異なるCAS方式を使用する場合、地上デジタル放送で実施するCASを利用したサービスと同等のサービスが実施できること。

## 2. 4 技術面の同一性

- ①IP再送信サービスの対象地域における地上デジタル放送と同数のチャンネル選択が可能であること。
- ②サービス一契約あたり2チャンネル以上または2箇所以上で、同時視聴または録画できることが望ましい。
- ③通信トラフィックが輻輳した場合でも、再送信品質に低下をきたさないよう優先制御等の品質保持機能、パケット損失に対処できる誤り訂正機能を有すること。
- ④映像・音声・データ放送の遅延は、地上デジタル放送の電波による受信の場合に比べて、システム全体で2.5秒以下であること。
- ⑤緊急警報放送の遅延は、映像・音声・データ放送の遅延と同等であること。
- ⑥映像品質は、地上デジタル放送の画像(MPEG-2で符号化した画像)とIP再送信の画像(MPEG-2で符号化した画像を再符号化した画像)の画質評価結果で、指定された画像の数の75%について有意差がないこと。画質評価は、原画と地上デジタル放送の画像、および、原画とIP再送信の画像について、ITU-R BT.500-11で定める二重刺激連續品質尺度法で実施し、有意差の検定はt検定で行うこと。  
尚、画質評価に関する条件、環境などについては、別途規定する。

- ⑦ 音声品質は、地上デジタル放送の電波による受信の場合と比べて劣化がないこと。
- ⑧ IP再送信方式に起因する映像に対する音声の相対タイミング誤差は、±1フレーム以内であること。
- ⑨ データ放送番組の情報が欠落しないようデータ放送帯域を確保すること。チャンネル選択時にデータ放送を画面に表示するまでの平均待ち時間は、地上デジタル放送の電波による受信の場合と同等であること。現状よりデータ放送帯域を拡大してサービスの拡張を行う場合も同様に満足すること。
- ⑩ イベントメッセージによる番組連動データの映像・音声に対する表示タイミング誤差は、地上デジタル放送の電波による受信の場合に比べて、2. 4④で定義するシステム遅延±5フレーム以下であること。
- ⑪ TOTを用いて更新する受信機の内部時計の誤差は、2. 4④で定義するシステム遅延と同等であること。
- ⑫ NPT(Normal Play Time)等による時刻指定発火サービスのタイミング誤差は、地上デジタル放送の電波による受信の場合に比べて、±2フレーム以内であること。
- ⑬ 映像・音声に対する字幕の表示タイミング誤差は、地上デジタル放送の電波による受信の場合に比べ、±3フレーム以下であること。
- ⑭ 地上デジタル放送のエンジニアリングサービス(ES)と同等の機能を有すること。
- ⑮ 視聴者の視聴履歴の秘匿性が確保されること。また、外部からの不正な視聴履歴収集の要求を防御する手段を有すること。
- ⑯ マルチ編成時のショックを軽減する機能を有すること。
- ⑰ IP再送信と同時にIP自主放送やビデオ・オン・デマンドサービスを提供する場合、受信端末は、これらのサービスが地上デジタル放送の再送信ではないことが視聴者に明確にわかる機能・操作性を有すること。
- ⑱ 受信端末は、現行地上デジタル放送受信機と同等の初期設定機能、操作性を有すること。
- ⑲ チャンネル切替時間は地上デジタル放送受信機と同等であること。

### 3. 運用条件

- ① 視聴履歴や契約内容など個人情報の管理について適切な指針を策定し公開すること。
- ② 電気通信役務利用放送事業者が視聴履歴を取得できる技術方式を使用する場合は、視聴履歴の取り扱いに関する方針を明示するとともに、地上デジタル放送の視聴履歴については、データを保持せず、速やかに破棄されることが明記されていること。また、そのとおり運用できる体制を確保すること。
- ③ IP再送信のサービス内容、および受信端末の機能や性能によって生ずるサービスの体感品質(QoE: Quality of Experience)の違い<sup>1</sup>について、当該電気通信役務利用放送事業者が説明責任を負うこと。また、そのために、視聴者コールセンターのような体制を整備すること。
- ④ 当該電気通信役務利用放送事業者が視聴契約を締結する加入者と交わす約款に、当該電気通信役務利用放送事業者が本ガイドラインに定める基準を満足せず再送信同意の取り消しを受けたり、若しくは再送信同意の更新を得られなかった場合、地上放送事業者は視聴者の利便性の低下について責任を負わないことが明記されていること。また、地上放送事業者は再送信同意の取り消しにともなう電気通信役務利用放送事業者の経済的不利益について責任を負わない。
- ⑤ 災害時等何らかの理由でサービスが中断した場合、他のサービスに優先して、可能な限り短時間で復旧作業を行うことが可能なシステム・運用体制となっていること。
- ⑥ 同一性の保持について、地上放送事業者から求められれば、すみやかにサービスの説明と対応を行うこと。
- ⑦ 受信端末が番組情報を効率よく取得するために番組配列情報(SI)専用信号を送出する場合は、地上放送事業者の許諾を得て実施すること。
- ⑧ 著作権の保護、端末の改ざんや不正なストリームの送出などについて、地上デジタル放送と同等の監視運用が行われていること。
- ⑨ 電気通信役務利用放送事業者は、電気通信役務提供事業者が提供する伝送路の管理権限を有すること、若しくは確保すること。
- ⑩ 再送信にともなう著作権の処理は当該電気通信役務利用放送事業者が行うこと。

---

<sup>1</sup> 視聴者が市販の受信機を設置して、役務利用放送事業者と契約する場合を想定している。

⑪ 成人向け番組や「R15」などレーティングがあり、視聴制限が必要な番組を自主放送で提供する事業者の場合、必要な運用規定を設けること。

#### 4. 他標準との関係

- ① 運用にあたってはARIB標準規格、地上デジタルテレビジョン放送運用規定(ARIB TR-B14)に準拠すること。尚、それらと異なる運用をする場合は、異なる部分を開示するとともに、必要に応じて関連する団体との調整を行うこと。
- ② 再送信方式で用いる標準規格は、そのリストを仕様書に示すこと。
- ③ 再送信方式に標準化団体へ提案中の技術が含まれている場合は、申請時に説明すること。

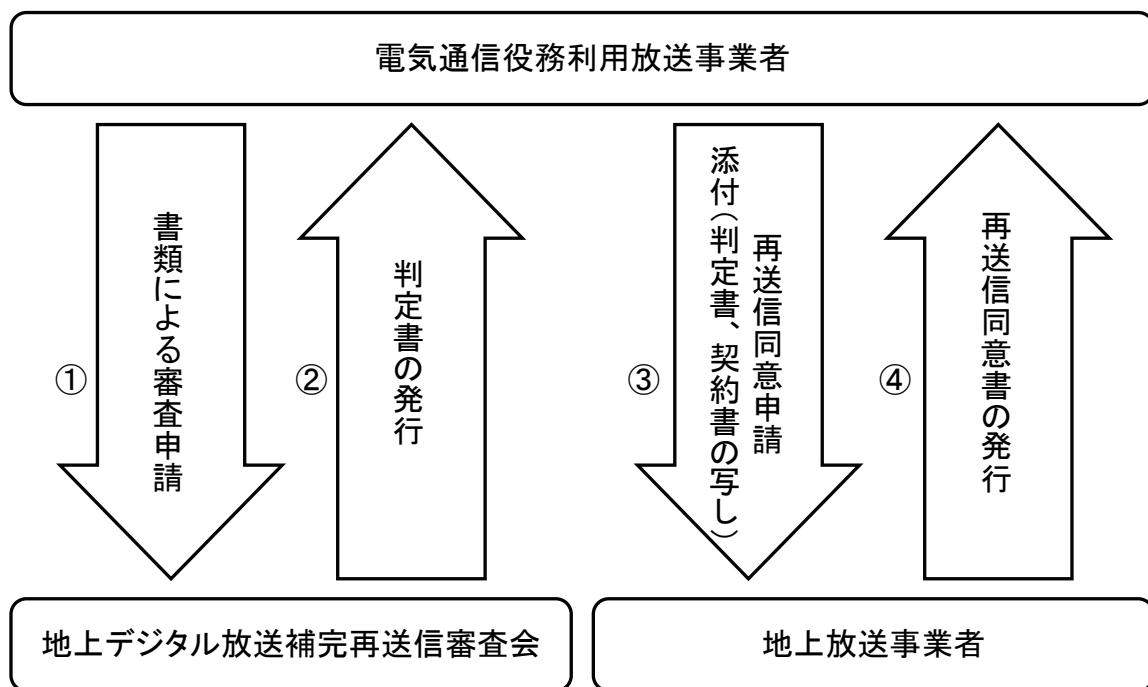
#### 5. 審査申請のための必要書類

審査会に審査申請を行う電気通信役務利用放送事業者は、以下の書類を審査会事務局に提出すること。

- 審査申請書
- 電気通信役務提供事業者から提供を受けるIP再送信方式の技術仕様を示す書類
- 本ガイドラインの技術要件に適合することを示す実験データ
- 本ガイドラインの運用条件に適合することを示す書類
- IP再送信サービスに係る視聴契約約款
- その他、審査会が必要と認めた書類

## (参考) 審査および再送信同意の手続き

- ① 地上デジタル放送のIP再送信を希望する電気通信役務利用放送事業者は、5章に示す書類を添えて審査会に審査申請を行う。
- ② 審査会は、電気通信役務利用放送事業者が利用するIP再送信方式が本ガイドラインに適合するかどうかについて審査を行い、判定書を発行する。なお、審査会は、必要に応じて電気通信役務利用放送事業者にヒアリングを行うことがある。
- ③ 電気通信役務利用放送事業者は、必要な書類に判定書の写しを添えて、地上放送事業者に再送信同意申請を行う。
- ④ 地上放送事業者は、必要な検討を行ったうえで、再送信同意書を発行する。



平成 19 年 2 月 23 日  
総務省  
地上デジタル推進全国会議

## 地上デジタル放送の普及促進のための周知・広報計画

### 1. これまでの取組

2011年7月24日までの地上アナログテレビ放送の終了・地上デジタルテレビ放送への全面移行を円滑に進めるためには、国民視聴者に地上アナログテレビ放送のデジタル化の政策的意義、視聴者にとっての具体的メリット、デジタル化の全体スケジュールや地上デジタルテレビ放送の受信方法等についての正しい理解を得て、国民視聴者が地上アナログテレビ放送終了までの限られた期間内にデジタルテレビ放送受信機を購入する等デジタル化に対応することが必要である。

このため、国、放送事業者、メーカー、販売店、地方公共団体等の関係機関は、「デジタル放送推進のための行動計画（第5次）」において策定された「地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン」等に基づき、それぞれ連携・協力を図りながら以下のような取組を行ってきたところである。

#### ① 地上デジタルテレビ放送の普及促進を目的とした各種施策の展開

地上デジタルテレビ放送の普及促進のため放送事業者によるスポット告知、DPA、JEITAを中心としたイベント等各種キャンペーンの実施

#### ② 地上アナログテレビ放送終了告知の推進

受信機等の購入時に地上アナログテレビ放送終了の時期が国民視聴者に確実かつ正確に伝わるようメーカーが主体となり、地上アナログテレビ受信機等への地上アナログテレビ放送終了告知シール貼付等の終了告知を推進

#### ③ 国民視聴者からの受信相談体制の整備

平成15年3月から「総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター」の運営を開始

これらの取組は、地上デジタルテレビ放送自体の認知度の向上（平成18年3月末現在85.7%）や地上デジタルテレビ放送受信機の世帯普及率の向上（平成18年3月末現在15.3%）など、一定の成果を上げてきたところである。

しかしながら、地上アナログテレビ放送の終了時期についての認知度についてみれば、向上はしているものの平成18年3月末においても32.1%に留まるなど、さ

らなる周知広報活動が必要な状況にある。

また、これまでの周知広報活動は、地上デジタルテレビ放送の視聴可能地域が一定の範囲に限定されていたことを前提に、先行的なユーザによる需要の牽引に期待する取組を進めてきたところであるが、今後は、テレビ放送に対する関心やニーズも様々な、より幅広い国民視聴者を想定した年齢層や直接受信・ケーブルテレビ経由や共聴受信等多種多様な視聴方法等に応じたきめ細かな周知広報活動を展開していくことが必要な新たな段階に来ている。

こうした状況を受けて、昨年8月に情報通信審議会から出された「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」(第3次中間答申)では、今後の周知広報についての基本的考え方を示すとともに、国及び放送事業者等関係者は、これに基づく周知広報計画を改めて策定し、公表すべきとされたところである。

本計画は、このような背景の下に作成されるものであり、地上デジタルテレビ放送の推進のための周知広報についての全体的な計画として位置付けられるものである。

なお、各年度の具体的な周知広報については、地上デジタル推進全国会議の下で策定される「デジタル放送推進のための行動計画」において具体化されるものである。

## 2. 基本的考え方

(1) 第3次中間答申において今後の周知広報の基本的考え方として提言された以下の考え方方に沿った周知広報活動を行っていく。

### ① 情報伝達手段

テレビによるスポット広告の充実を中心に据えるとともに、その他のテレビ番組での周知やきめ細かい周知広報を行っていく観点からのポスター、パンフレット、自治体広報誌等の幅広い頒布やホームページによる情報提供に取り組むこと

### ② 情報提供内容

以下の配慮を行いつつ、「2011年7月24日までに地上アナログテレビ放送は終了し、それ以降、地上アナログテレビ放送受信機のみではテレビ放送の視聴ができなくなる」ことをより前面に、かつ明確に訴求していくこと

ア 視聴環境に応じた視聴方式の選択肢、選択肢に応じた長所、短所、選択肢や製品等に応じたコストの比較といった具体的な事項を提供

イ 地上デジタルテレビ放送の受信や録画等に必要な機器、録画に関する知識を得るためのより正確で分かりやすい周知広報

ウ いわゆる悪質商法に対する注意喚起

(2) 周知広報活動の最終的な目標は、2011年7月24日までの限られた期間内に全ての国民視聴者がデジタル化への対応を完了することであるが、より効果的・効率的な周知広報活動を行う観点から、地上デジタルテレビ放送完全移行までの期間を以下のとおり、フェーズ分けした上で周知広報活動を展開することとする。

① 2006年～2008年【地上デジタルテレビ放送の受信方法の周知広報】

この期間においては、これまでの地上アナログテレビ放送が地上デジタルテレビ放送に変わることの周知から、デジタル化への移行にあたって具体的に国民にどういう対応をしていただかなければならぬかといった地上デジタルテレビ放送の受信方法に重点を移した周知広報活動を行っていく。

具体的には、広く全国の国民を対象として、テレビスポット、ポスター、リーフレット等により、地上デジタルテレビ放送を視聴するためには「デジタルテレビ受信機の購入」、「アナログテレビ受信機へのデジタルチューナーの接続」又は「デジタルテレビ放送に対応したケーブルテレビへの加入」のいずれかを選択することが必要であること、場合によってアンテナの取り替えが必要となること等をわかりやすく伝えることに重点を置いた取組を引き続き進めることとする。また、必要に応じ特定の地域に重点を置いた周知広報にも取り組んでいく。

② 2008年～2010年【地上デジタルテレビ放送の受信方法の認知徹底】

引き続き、地上デジタルテレビ放送の受信方法の周知広報に重点を置いた取組を推進していくが、地上デジタルテレビ放送に関する認知度の状況をも踏まえ、特定の層や地域に重点を置いた周知広報活動も行う。

具体的には、高齢者その他社会的弱者、共聴施設等の特定の受信設備のうちデジタル対応ができていないものの加入者等、デジタル開局の時期により地上デジタルテレビ放送に関する周知広報が十分でないと考えられる地域や混信等により特に受信に困難が伴う地域等に対し、デジタル化の意義を丁寧に説明し視聴者の疑問点を解消する取組と併せて地上デジタルテレビ放送の受信方法の周知広報を重点的に行っていくなど個別具体的な受信指導の認知徹底を図ることが重要となる。

③ 2009～2011年【地上アナログテレビ放送の終了／地上デジタルテレビ放送移行の徹底】

2011年の完全デジタル元年に向けた総仕上げとして、すべての関係者があらゆる手段・機会を活用して地上アナログテレビ放送の完全終了に向け、総力を

あげて周知広報活動を行う。

具体的には、国民全体を対象として、海外における事例も踏まえつつ、それまでに実施した周知広報活動のうち効果的であると認められる情報伝達手段を組み合わせ、地上デジタルテレビ放送への対応を促し、より具体的な個別受信指導等、最終的な目標である全世帯のデジタル化対応完了を実現することとする。

### 3. 周知広報の具体的な進め方

地上デジタルテレビ放送に関する周知広報活動の推進にあたっては、関係者も多岐に渡り、また、2011年7月24日までの限られた期間内に集中して実施する必要があることから、関係者間の適切な役割分担と連携により、効果的・計画的に行う必要がある。特にDPAは、2011年7月24日までの計画的な普及促進の各種施策を実施する原動力としての役割を果たす。

このため、具体的な周知広報を進めるにあたっては、誰（情報提供の相手方）に対して、どういった情報（情報提供の内容）を、誰（情報提供の主体）が、どういった手段（情報提供手段）で提供するのか、また、関係者の連携した取組としてどういったことが考えられるかを整理した上で取り組むべきである。

また、地上デジタルテレビ放送に関する周知広報については、今後以下の事項以外にも周知広報が必要となる事項が出てくることが十分予想されるため、体制を整備した上で、関係者によるフォローアップを行うとともに、新たな事項に対する対応方策についての検討を行う必要がある。

#### （1）周知広報すべき相手方等について

地上デジタルテレビ放送について周知広報すべき相手方としては視聴者のほか、共聴施設の管理者、工事事業者、関係機関の地上デジタルテレビ放送担当者が考えられ、それぞれに対して以下のような情報提供主体、内容及び手段による周知広報が考えられる。

##### ① 対視聴者

ア 地上デジタルテレビ放送の政策的な意義・視聴者にとってのメリット、2011年7月24日までに完全移行する等の情報

⇒国等のホームページやパンフレット、放送事業者のスポットやホームページ、販売店での店頭PR・体感フェア、関係者共同でのイベント等

イ 地上アナログテレビ放送の終了に関する情報

⇒国等のホームページやパンフレット、放送事業者のスポットやホームページ、両者共同でのイベント等

ウ 悪質商法に関する情報

⇒国等の報道発表やホームページ、パンフレット、各自治体のホームページ、広報誌等、放送事業者のホームページ等

エ 地上デジタルテレビ放送対応準備の確認情報（視聴者が自ら地上デジタルテレビ放送対応ができているのかどうかを確認するための情報）

⇒放送事業者のスポット、販売店における説明等

オ 地上デジタルテレビ放送のサービス受信エリア・時期に関する情報

⇒D-P Aからの各種パンフレットやグッズ、ホームページ、自治体広報誌の活用、各放送事業者のホームページ、関係者共同での共同サイト

カ 地上デジタルテレビ放送の受信方法に関する情報（受信環境の整備は原則として視聴者負担であること、受信方法の各選択肢の特徴・費用の比較、アンテナに関する情報、具体的な地域における利用可能な選択肢等。）

⇒総務省コールセンターでの対応、関係者共同での共同サイト、国のパンフレット、工事事業者等による説明等

キ 地上デジタルテレビ放送関連機器に関する一般情報（機器に貼られているマーク等機器購入に際して注意すべき事項に関する説明等）

⇒関係者共同での共同サイト、国のパンフレット、各メーカーのホームページ、販売店における説明等

ク 各地上デジタルテレビ放送関連機器の機能に関する情報

⇒各メーカーのホームページ、販売店における説明等

ケ 一般的な相談内容に対する情報

⇒関係者の各ホームページ、関係者共同での共同サイト、国のパンフレット等

コ 相談内容に応じた相談先に関する情報

⇒関係者の各ホームページ、関係者共同での共同サイト、国のパンフレット等

サ 個別の相談

⇒一般的な相談については総務省コールセンターその他幅広い関係者の相談窓口、専門的な相談については各専門機関の窓口

シ ケーブルテレビによる再送信時期、サービス提供エリア等に関する情報

⇒各ケーブルテレビ事業者の相談窓口、ホームページ等

② 対施設管理者・工事事業者

- ア 具体的な地域毎のアンテナの選択、設置方向に関する情報
    - ⇒関係者共同での共同サイト、受信講習会の開催等
  - イ 共聴施設の改修方法・費用に関する情報
    - ⇒関係者共同での共同サイト、国のパンフレット、エリア毎の説明会、指導講習会の開催等
  - ウ 辺地共聴施設の補助制度の概要、補助申請方法に関する情報
    - ⇒国等のホームページ、国のパンフレット、エリア毎の説明会開催等
  - エ 一般的な相談内容に対する情報
    - ⇒Q & A集の作成・配布、施設管理者・工事事業者団体の各ホームページ
  - オ 相談内容に応じた相談先に関する情報
    - ⇒関係者の各ホームページ、関係者共同での共同サイト
  - カ 個別の相談
    - ⇒一般的・初步的な相談については国の相談窓口、専門的な相談については施設管理者・工事事業者団体の相談窓口
- ③ 対各機関の地上デジタルテレビ放送担当者等
- ア 地上デジタルテレビ放送の概要、経緯、統計データ等
    - ⇒国のホームページ
  - イ 関連する団体事業者のサイトへのリンクによるポータルサイト
    - ⇒関係者共同での共同サイト

## (2) 関係者の連携による取組み

各関係者の連携による取組としては以下のようなものが考えられる。

### ① 地上デジタルテレビ放送関係サイトの再編成

#### ア 関係サイトの充実

国、放送事業者、メーカー、ケーブル、工事事業者団体等の地上デジタルテレビ放送関係者のサイトについて、2007年のできるだけ早い時期に提供すべき情報について役割分担を明確化する。

また、地方自治体等の地デジに関心のある人がアクセスする可能性のあるサイトも含め、入手したい情報内容を有するサイトにワンストップでアクセスできる総合ポータルサイトにリンクを張る。

#### イ 総合ポータルサイトの新設

総務省を中心として、2007年夏頃までに国、放送事業者、メーカー等関係

者の共同による総合ポータルサイトを新設する。

総合ポータルサイトは、視聴者向けには、地上デジタルテレビ放送のサービス受信エリア・時期に関する情報、地上デジタルテレビ放送の受信方法に関する情報、地上デジタルテレビ放送関連機器に関する一般情報等、共聴施設の管理者や工事事業者向けには、具体的な地域毎のアンテナの選択・設置方向に関する情報、共聴施設の改修方法・費用に関する情報等を提供する。

また、総合ポータルサイトは、地上デジタルテレビ放送に関する必要な情報や適切な相談窓口にアクセスするためのポータルサイトとして機能し、視聴者等向けの一般的な相談内容に対する情報を提供するだけでなく、相談内容に応じた相談先に関する情報、関係機関のサイトリンクを提供する。

## ② 相談体制の確立

### ア 相談体制の充実

視聴者に対しての主な一次相談窓口である総務省コールセンターについて、一層の周知・広報を図るとともに、同センターや放送事業者等既存の相談窓口の体制の充実を図る。一方で、視聴可能エリアの拡大等に伴い国民から既存の相談窓口以外のところへ相談が多く寄せられると予想される。このため、地上デジタルテレビ放送についての基本的な相談に対するQ & Aを整備の上、相談が多く寄せられると考えられる地方公共団体等の相談窓口にも当該Q & Aを広く配布すること等により、幅広い対応を可能とする。

### イ 専門相談窓口の明確化と組織化

国、放送事業者、ケーブルテレビ事業者、メーカー、工事事業者、販売店等、地上デジタルテレビ放送についての専門相談の担当が期待される機関の窓口及び各機関における担当事項を明確化するとともに、視聴者からの相談が他の窓口から担当専門窓口への確つながるよう各機関の組織化を図る。

### ウ 地域レベルでの相談体制の確立

今後、地域特有の問い合わせ、個別の具体的な受信方法に関する問い合わせが増加すると予想されることにかんがみ、地域ごとに、具体的な相談に応じ機動的に対応できる受信相談体制の確立も必要である。そこで、総務省を中心として、2007年中に上記ア及びイの取組を発展させることにより、地域レベルでの相談体制の確立を図る。

### エ ボランティア団体、町内会、自治会等との連携

年齢層や地域ごとのきめ細かな周知広報活動を強化するため、総務省を中心

として2008年以降、ボランティア団体、町内会、自治会等と連携した取組を推進する。

#### オ 販売店における相談対応

受信機器購入者との直接の接点であり、購入後の身近な相談先でもある販売店における顧客への地上デジタルテレビ放送に係る正確な情報の提供及び相談に対する対応力の強化を図るため、D-P.A.及びテレビ受信向上委員会（N.H.K.、メーカー等で構成）の協力を得て、引き続き販売店員に対する機器の接続方法、地上デジタル放送の動向等を内容とする研修の充実を図る。

### ③ 周知情報の充実

#### ア 地上アナログテレビ放送の終了の周知

2011年7月24日までに地上アナログテレビ放送が終了することについての認知度を2008年3月までに90%以上とするため、放送事業者による情報番組やスポットでの告知を行うとともに、メーカー、流通等による各種周知活動など各メディアを多角的に活用し告知推進を図る。

#### イ 地上デジタルテレビ放送対応完了の確認情報の提供

2008年以降受信機の普及状況等を踏まえつつ、各放送事業者がスーパー等を活用し、地上アナログテレビ放送視聴者に対して「ご覧の放送は地上アナログテレビ放送であり、遅くとも2011年7月24日までには視聴できなくなること。このため、地上デジタル放送対応が必要であること。」の旨の告知を視聴者の混乱や反感を招くことのないよう十分配慮した上で行い視聴者の注意を促す。

### ④ 「デジタル放送の日」を中心とした集中的なキャンペーンの実施

第7次行動計画において、12月1日をデジタル放送の日とすることとされたことを受けて、その前後の期間において関係者が連携して、テレビの情報番組やスポット広告を中心とした地上デジタルテレビ放送の魅力を伝えるためのキャンペーンや地上デジタルテレビ放送の受信方法についての普及啓発活動等を重点的に行う。

### ⑤ その他

#### ア アナログ機器の明確化

総務省、メーカー及び関係団体が中心となって行っている終了告知シールの貼付の取組について、引き続き、D-P.A.、メーカー、販売店等の協力を得て、推進するとともに、これらの関係者は、地上アナログテレビ放送受信機器の販売に際して、地上アナログテレビ放送は2011年7月24日までに終了し、

チューナー等の取り付けが必要となることを説明する。

イ 受信機器の機能説明の統一化

受信機器の機能に関する視聴者のニーズに応えるため、多様な形態・機能を有する様々なタイプの機器が、今後、登場することが予想される。そのためD－P Aは、購入者が、受信機器の様々な機能について十分な理解をした上で購入できるように、2007年3月までにメーカー、関係団体、販売店等と連携して、簡易な機能表示の方法などを検討する。